

平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国 外1名

2024(令和6)年4月24日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ 係御中

原告 第36その1準備書面

《被告国第28準備書面に答える》

悪業

原告 井戸川克隆

内容

I	まえおき	3
第1	加害者の義務と被害者の権利保全	4
第2	政府事故調が語っていることは	6
1	政府事故調（中間報告書 75 頁記載）	6
2	政府事故調（最終報告書 209～211 頁記載）	7
II	反論	9
第1	被告国第 28 準備書面に反論する	9
第2	被告国「丙ハ第 186 号証の 1・2」の誤り	27
1	初動時の現地対策本部の活動状況（表紙）	28
2	緊急事態応急対策拠点施設とその設備 2 頁	28
3	現地対策本部の設置 15 頁	30
第3	被告国の丙ハ第 186 号証の 2 に反論する	58
小	括	65
1	原告は双葉町災害対策本部長の権限を誰にも委任していない	65
2	憲法第十七条・第十八条	65
III	まとめ	66
第1	被告国第 28 準備書面	66
第2	原告の実体験を延べる。	80
小	括	88
1	法の誤用による収益	88
2	被告国第 28 準備書面に添付された証拠集	90
第3	被告国第 28 準備書面 証拠丙ハ第 186 号証の 1、及び、同 2 について	90
ア	証拠丙ハ第 186 号証の 1	90
イ	丙ハ第 186 号証の 2 の別紙—1	91
ウ	丙ハ第 186 号証の 2 の別紙—5	93
結	語	94

1 まえおき

被告国第 28 準備書面の全部に反論する。

同準備書面から、福島第一原発事故を「想定外」にしたい不当な全体像を観ることができる。

被告国の反論は、己の侵した本件事故の規制義務放棄と責任回避のために、優越的地位を悪用して、最悪の被害に遭っている原告に、無実の罪を転嫁しようとしている。

それにしても、思うことは、当時の保安院の根井審議官や横田一磨第一原子力保安検査官事務所長と直接、本件事故に対する話合いで、被告国が第 28 準備書面で原告に対峙していることを、いずれ事実ですかと聞いてみたい。

憲法第十八条に「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、【その意に反する苦役に服させられない。】」と定められているが、被告らの優越的地位を悪用し、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以降、「本件事故」という。）発生以来の悪行は、被害者排除で、加害者らが、加害者らの都合と権益保全のための理由を優先させ、原告ら被害者の口を封じていることは、本件事故の責任を意図的に隠している。被告らの、本件事故後の被災者への対応は。【当て逃げ状態】にして原告に自助を迫っている。

しかし、原告は、如何なるウソを連ねた後知恵に、被告らが意図する方途に服従することはない。

被告国は、本件事故発生に際し、事故防止対策を実行する指示を怠り、そのために第一原子力発電所は壊れてしまった。事故後の対策のために災害対策基本法が定めてあり、第一条の定め「責任の所在を明確にするとともに」が置き去りにしたまま今日まで至り、それぞれの「**責任の所在を明確**」にしていない。行政にとって、不都合な法律には、免責につながる事後に作った法律で責任を逃れている。

原告及び国民だけに責任を転嫁していて、言い逃れを策文の塊の被告国第 28 準備書面で述べている。

原告は双葉町長就任以前から、原子力事業者の危機管理に疑問を抱いていたので、就任してから発電所には特段の注意をはらってきた。この経験から、本件事故の顛末には、最高の注意をはらってきた。

最高の注意とは、「①事故前の報告内容と本件事故との違い、②提出文書、③被告国の常とう句、④被告東電の言動について」等について、双葉町災害対策本部長として、いかなる理由でも忘れる訳にはいかないと記憶している。そこで、本件事故において、記憶からウソで消せないものを以下に記した。

第1 加害者の義務と被害者の権利保全

災害対策基本法（平成一九年三月三十一日改正）第一条の文中には、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害（原子力災害）から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」（原告判断：上記に定められていることを、隠ぺい・偽装・偽証で逃れられない。）

第二条（定義）の二 「**防災 災害を未然に防止し**、災害が発生した場合における**被害の拡大を防ぎ**、及び災害の復旧を図ることをいう。」

更に、第三条（国の責務）、第四条（都道府県の責務）、第五条（市町村の責務）、第七条（住民等の責務）には、（原告判断：それぞれの責務が定められているので、ウソで逃れることはできない。）

又、原子力災害対策特別措置法（平成一八年一二月二二日改正）には、

第一条（目的）「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の**予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出**及び原子力災害対策本部の設置等並びに**緊急事態応急対策の実施**

その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律**（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、**災害対策基本法**（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。**」（原告判断：この目的以外に国費を使うことはできない。）

第二条（定義）一「**原子力災害、原子力緊急事態により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。**」（原告判断：想定外という概念は存在しない。）

第三条（原子力事業者の責務）（原告判断：被告国第 28 準備書面に答える為省略）

第四条（国の責務）「国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、**地方公共団体への必要な指示**その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、**原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。**」

第五条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、**緊急事態応急対策**及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害予防対策 基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

第十条（原子力防災管理者の通報義務等）「**原子力防災管理者は、**～主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、**所在市町村長**及び関係隣接都道府県知事に通報しなければならない。～。2 省略」

第十二条（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

2「**主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事**

態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長(略)並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。」本件において、発電所周辺6町を合同対策協議会から排除したことに対し、言い訳や言い逃れを許していないことは明白である。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示しなければならない。

第十三条(防災訓練に関する国の計画)以下省略

原告の意見:第十二条 2について、双葉町原子力災害対策本部長(原告)は、主務大臣から緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときに、意見を聞かれたことは全くなかった。これは、本件事故発生以降、政府災害対策本部が違法の中で、原告ら被害者排除を行い侮辱し、加害者の保護を優先するための事故対応をしてきたことを証明するものである。

第2 政府事故調が語っていることは

1 政府事故調(中間報告書75頁記載)

「(4) 原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任

原災法第20条第8項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原災マニュアルにおいては、安全規制担当省庁(実用炉における事故の場合は保安院)が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を告示することとされている。また、国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。

原災法上、権限の委任がない場合に、現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること(同法第17条第12項)(注)等に限られ、特に、同法に基づく地方公共団体等に対する**指示等を行うことはできない。**」(原告判断:と記されているので、原告は重く受け止める。)

3月11日、保安院は、福島第一原発において、原災法第15条の規定する原子力緊急事態が発生したことを受け、緊急事態宣言の公示案等と併せて、原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任に関する告示案を作成し、内閣官房

及び内閣府に共有して欲しい旨を記載して、官邸情報集約センターにメールで送付した。その後、3月11日19時過ぎから開催された第1回原災本部会合においては、委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する告示は行われなかった。オフサイトセンターに置かれた現地対策本部は、権限の委任の有無により現地対策本部が地方公共団体に対して行う対応措置の決定権限や同措置の法的性格が異なることから、ERCに対し、複数回にわたり政府内部での委任手続の進捗状況を確認したが、明確な回答を得られなかった。そこで、現地対策本部は、ERCに置かれた原災本部事務局とも相談の上、必要な措置を漏れなく迅速に行うため、権限の委任手続が**終了しているもの**として、避難措置の実施等に関して種々の決定を行い、かつ、実施した（※）。

（注）「原災法第17条第12項とは「原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。」と定められていた。

（※）この決定は、みなしの「原子力災害現地対策本部の事務を掌理する」に止まり、原災法の裏付けがないことは明らかである。したがって、原告ら発電所周辺6町を排除した合同対策協議会の決定に「その意に反する苦役」を与えられる理由は存在しないので、本件の合同対策協議会の発電所在町が不参加での開催は違法で、拘束力を持たないものであることを考えて、被告国は原告に反論しなければならない。被告国第28の理由がない反論に、再反論する理由が無いことをご理解願う。

2 政府事故調（最終報告書 209～211 頁記載）

（4）原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任

「原災法第20条第8項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原子力災害対策マニュアル（以下「原災マニュアル」という。）においては、安全規制担当省庁（福島第一原発のような実用炉における事故の場合は保安院）が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を告示することとされている。また、国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。**原災法上、権限の委任がない場合、現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること（同法第17**

条第12項)等に限られ、特に、同法に基づく地方公共団体等に対する指示等を行うことはできない。(注)

3月11日、保安院は、福島第一原発において15条事態が発生したことを受け、原子力緊急事態宣言の公示案等と併せて、原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任に関する告示案を作成していた。前記Ⅲ2(1)のとおり、同日17時42分頃、海江田経産大臣は、官邸5階の総理執務室において、15条事態の発生につき菅総理に報告するとともに、原子力緊急事態宣言の発出について菅総理の了承を求めたが、その際、海江田経産大臣に同行した保安院職員は、原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任に関する前記告示案を持参していたものの、これについて菅総理の了承を求めることはしなかった。

他方、保安院は、前記告示案を、内閣官房及び内閣府に共有してほしい旨を記載して、内閣情報集約センターに電子メールで送付した。

その後、同日19時過ぎから開催された第1回原災本部会合においては、委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する告示は行われなかった。オフサイトセンターに置かれた現地対策本部は、**権限の委任の有無により現地対策本部が地方公共団体に対して行うことができる措置の範囲等が異なることから**、ERCに詰めていた保安院職員に対し、複数回にわたり政府内部での委任手続の進捗状況を確認したが、明確な回答を得られなかった。そこで、現地対策本部は、ERCに置かれた原災本部事務局とも相談の上、必要な措置を漏れなく迅速に行うため、**権限の委任手続が終了しているものとして**、避難措置の実施等に関して種々の決定を行い、かつ、実施した。

なお、前記のとおり、原災マニュアルにおいては、原災本部長権限の委任については、安全規制担当省庁(実用炉における事故の場合は保安院)が原災本部長(内閣総理大臣)の決裁を受けた上、委任がなされた旨を**告示**することとされているが、保安院は、同月12日以降、前記のとおり現地対策本部から複数回にわたりこの委任手続の進捗状況の確認を受け、委任手続が終了していないことを知り得たにもかかわらず、主体的に動いて委任手続を完了させることをしなかった。また、**前記電子メールを受け取った内閣官房及び内閣府の職員も、保安院職員に対して、原災マニュアルの規定に従って手続を進めるよう指摘しなかった。**」

(注) 本件事故発生以後、当初、菅直人総理大臣は、原災法に基づいて緊急事態宣言を発出したのだから、引き続き原災法に則った対応をしなければならない。これ以外の方策は定められておらず、当然、原災本部長(内閣総理大臣)が指示する、法を逸脱した行為は原子力災害対策マニュアル等にも反するので認められない。したがって、被告国の第28

が主張できるのは、原災法等に適ったことに限られる。

II 反論

第1 被告国第28準備書面に反論する

被告国第28準備書面には、発電所周辺自治体の双葉町を自治権がないようなことを主張し、上目を使い、原告に本件事故で被害が発生していないような表現になっているが、総務省の指摘、福島県の原子力行政のあらまし、原子力安全・保安院の事故前の主張に反し、規制義務を葬った被告国の欺罔と奸さによる被害は、悪質性と甚大性は限りなく大きいことを、以下に、頁ごとに示していく。

* 1 《被告国第28準備書面 8頁》

そもそも、原告は、被告国が合同対策協議会を開催せず、市町村と情報共有が図られなかった旨繰り返し主張するが、現地対策本部においては、参集が可能であった関係者により、平成23年3月12日午前10時30分に第1回合同対策協議会が、同日午後6時34分には第2回合同対策協議会が、同月13日午後1時30分には第3回合同対策協議会が、同月14日午後2時40分には第4回合同対策協議会が開催され、各種情報の共有やオフサイトセンター¹活動実施方針の決定等を行っていたのであって（丙ハ第186号証の1・24ないし28ページ及び30ないし32ページ等）、前記1の原告の主張は前提を欠くものである。

※参集が可能であった関係者には、大熊町が入っているが、大熊町だけにだれが、いつ連絡したのかが記載されていないので、真偽について判断できない。又、大熊町の職員は、いつ、どこで、だれから行くように言われたのかの説明がないと、双葉町はどうして出席しなかったのかという責任問題になるので、説明を求める。更に、この場でだれとだれが参加していたのか、何が議論されたのか、その議論はどのように扱ったのか、それが、他の参集要員に報告されていたのかが示されないと、やりましたということにはならない。

ただやりましたと、被告国第28準備書面で一方的に示されても、それを確かめる会議資料が双葉町に届かないと、実際、会議をしたのか確認ができないので、被告国の反論にもつなげられない。

* 2 ア 《同10頁》

また、各町の地域防災計画においてオフサイトセンターに参集することになっていた周辺6町（広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の職員のうち、大熊町の職員が参集した。他方、残りの5町は、本件地震及び本件津波による被害や、同月11日午後9時23分に発出された前記避難指示の実施等に対応するため、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況になかった。

※「オフサイトセンターに職員を派遣できる状況になかった」について、双葉町は、発電所の事故状況が分からなくて、混乱しようにもできないでいた。津波とか3kmの避難指示で混乱はしていなかった、双葉町災害対策本部を通さなくて、ありもしないウソを勝手に言うのは卑怯者のすること。

虚偽記載と指摘しておく。双葉町災害対策本部では、このことについてだれからも打信はなく、又、報告した覚えもない。町に断りがなく、「オフサイトセンターに職員を派遣できる状況になかった」ことは、だれが、いつ、どこでだれに確認したのかについて、双葉町に釈明しなければ、ウソをついていることになる。

* 3 イ 《同11頁》

福島第一発電所の半径10キロメートルに係る避難指示が出され、同日午前5時56分、経済産業省別館に置かれた経済産業省緊急時対応センター（ERC）から同避難指示を町に伝えるよう連絡があり、オフサイトセンター内の現地対策本部事務局及び合同対策協議会に設置された各機能班⁹³のうち、住民安全班は、双葉町、大熊町に対し、災害時優先電話を用いて連絡をした。

※上記は策文である。双葉町災害対策本部としては、住民安全班からの連絡は来ていたという報告が担当課長から報告を受けていない。担当課長が原告に語ったのは、連絡というものは、5時44分テレビ報道で10kmの避難指示を担当課長が知っただけで、一切どこからも来ていませんという言葉だった。

* 4 イ 《同11頁》

同日午前10時30分、オフサイトセンターに参集している国、福島県、防災関係機関及び大熊町により第1回合同対策協議会が開催され、安定ヨウ素剤の搬入準備や住民の避難状況の把握及び防災行政無線等による住民広報の継続、福島第一発電所から半径3ないし10キロメートル圏内における緊急時モニタリングの実施など、オフサイトセンター活動実施方針を決定した。

※ここで、原子力防災専門官の一斉召集をかけなければならない責任を、問わなければならない。この場所に、大熊町だけが出席していた不自然さは、なかったのだろうか、残りの浪江町、双葉町、富岡町、楡葉町、広野町には、参加する権利があった。双葉町は大熊町に事故対応の委任はしていない。当然ほかの出席者にも委任はしていない。政府災害対策本部にも双葉町は、委任をしていない。この大事な会議に出席する権利侵害は、泥棒に勝るとも劣らない価値のあるものであることを、ここに主張しておく。

* 5 イ 《同11頁》

同日午後1時15分、前記オフサイトセンター活動実施方針に関する事項を、「原子力災害対策現地本部長」(マ)名で、福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長及び浪江町長に対し、現地対策本部長指示として発出した(以上、甲イ第2号証48、70及び73ページ、丙ハ第186号証の1・1、17、19、22ないし25及び30ないし32ページ、丙ハ第186号証の2・別紙2及び別紙3)。

※上記は策文である。原告が参加していない会議で、しかも、正式な資格のない「原子力災害対策現地本部長」が、法的な指示を地方公共団体の長に発出することはできないと経済産業省職員らは語っておきながら、無任者の現地対策本部長が指示できるはずがない。ここから、本件事故では、法の裏付けのない指示の乱発が始まった。

双葉町はこの時、窓際に置いた線量計の針が振り切れてしまい、庁舎内にまで放射性希ガスを含む放射性物質が入ってきた時だった。役場内には7名の職員と警察官だけしかおらず、だれからも、この指示について報告はされていない。どこかの役場と間違えているのだろう。

* 6 ウ 《同12頁》

同日午後6時34分には、第2回合同対策協議会が開催され、各機能班の実施状況の確認を行った。なお、同協議会の会議中に、福島第一発電所からの避難範囲を福島第一発電所から半径20キロメートルに拡大すると情報があつたことから（原子力災害対策本部長が各地方公共団体の長に対し、福島第一発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等に対して避難のための立退きを行うことを指示したのは同日午後6時25分である。甲イ第3号証231ページ参照。）、避難指示に基づく対応について検討し、また、同時に、避難指示及び避難状況の確認をすべく、急遽各町へ連絡を行った（丙ハ第186号証の1・22、25及び30ないし32ペ

※連絡が届けられていない無効な会議をしていたので、結果は伴わない。

午後5時頃双葉町を出発して、上記でいう午後6時34分頃には、原告と役場職員は、船引町と二本松市の境界付近を車で川俣町に向かっていた。双葉町役場にはだれもいないので、上記の情報は届いていない。

* 7 エ《同12頁》

同月13日午後1時30分には、第3回合同対策協議会が開催され、現地対策本部事務局及び合同対策協議会に設置された各機能班の実施状況を確認するとともに、環境の汚染に対処するために除染スクリーニング基準の決定を行った。また、同日午後2時20分には、「原子力災害対策現地本部長」（ママ）名で、福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長、楡葉町長、広野町長、葛尾村長、南相馬市長、川内村長及び田村市長に対して、前記除染スクリーニング基準を指示した（以上、丙ハ第186号証の1・27及び30ないし32ページ、丙ハ第186号証の2・別紙4）。

※双葉町には届いていない策文である。届けた記録を示してからここでのべきである。無効力の会議に何の法的拘束力もない。やりましたというウソのアリバイに過ぎない。

* 8 オ《同12頁》

その後、同月14日午後2時40分には、第4回合同対策協議会が開催され、福島第一発電所3号機の爆発事象についての状況や、各機能班の対応状況、スクリーニングの状況等の確認が行われた（丙ハ第186号証の1・27、28及び30ないし32ページ）。

※合同対策協議会の法的根拠を整えていない会議で、何を決めてもその効力

は発生しない。ウソはどこまで行ってもウソでしかない。

* 9 1 《同13頁》

しかしながら、原告の前記1の主張によっても、主務大臣である経済産業大臣による内閣総理大臣に対する原子力緊急事態の発生状況に係る報告から、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出するまで1時間21分が経過したことにより、原告に対し、いかなる影響や損害が具体的に生じたのかは全く明らかでなく、また、原告との関係でどのように損害を拡大させたのかも何ら明らかにされていないから、原告の前記1の主張は、そもそも主張自体失当というべきである。

※被告国の言い逃れに過ぎない。原告に反論するのであれば、個別具体的に平成23年3月12日の出来事を再現して、原告は、このような状態だったので、被害・損害は受けていないと、実証を示して反論すべきである。被告国の反論は具体的な個所を指摘していただかないとこたえられない。

* 10 《同15/16頁》

そして、当時の原災法28条2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法60条1項は、

「原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を原子力災害から保護し、その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。」

と規定していた。

※原告は、確実な事故情報を合同対策協議会で得ようと考えていたが、合同対策協議会が開催されないために、事故の進捗状況が分からず、上記の法律を実施することはできなかった。

* 1 1 ア 《同16頁》

被告東電は、平成23年3月11日午後4時36分頃、福島第一発電所1号機及び2号機に関し、非常用炉心冷却装置による注水ができなくなっている可能性があることから、安全性を重視して、原災法15条1項の特定事象（同法施行規則21条1号口の「原子炉（中略）の運転中に（中略）沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合（中略）において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」）が発生したと判断し、同日午後4時45分頃、保安院に対し、その旨報告した。

※第15条通報が午後4時45分、被告東電から保安院に届いていたのだから、保安検査官と原子力防災専門官らは、緊急時体制をとらなければならなかったが、双葉町災害対策本部には、参集の知らせがなかった。

* 1 2 イ 《同16頁》

これを受け、保安院は、技術的な確認を行い、原災法15条1項に規定する原子力緊急事態に該当すると判断し、同日午後5時35分頃、原子力安全・保安院次長らは、原災法15条2項に基づく原子力緊急事態宣言を発出することにつき、経済産業大臣の了承を得た。

※当然の行為である、発電所周辺自治体に合同対策協議会への参集の知らせを同時に行われなければならないが、これをしていない。しかも、約1時間も遅れて緊急事態の発出の了承を大臣から取り付けたとは、非常に遅すぎる。

* 1 3 ウ《同16頁》

経済産業大臣は、同日午後5時42分頃、原子力安全・保安院長らとともに、内閣総理大臣に対し、原災法15条1項に規定する原子力緊急事態の発生について報告するとともに、原子力緊急事態宣言の発出について了承を求める上申をした。

※ここでは、既に約1時間も時間を無駄にしている。緊迫した様子が感じられない。オフサイトセンターで何が行われて、何が決定されたのかの記述が欠けている。

* 1 4 エ《16/17頁》

これに対し、内閣総理大臣は、爆発や燃料溶融の可能性を含めた福島第一発電所の事故の状況及び今後の見通し並びに同発電所の各号機の出力といった技術的な事項等について質問したり、原災法及び関連法規の規定等について質問したが、同席した保安院の職員らは、直ちに明確な回答を行うことができなかった。これらのやり取りの途中、内閣総理大臣は、同日午後6時12分頃から、福島第一発電所事故への対応について野党への協力を求める等の目的で開催した与野党党首会談に出席する予定であったことから、内閣総理大臣に対する原子力緊急事態宣言の上申手続は一旦中断した。内閣総理大臣が与野党党首会談に出席している間、保安院の職員らは、内閣総理大臣の質問に対し、回答を行うことができなかった点について確認を行い、回答できるように準備をするなどした。

※ここで、1時間遅れの上申に対し、菅直人総理は個性的な感情を交えて、緊急時の対処を更に遅らせた。これを北朝鮮の最新のミサイルの発射に例えたら、ミサイルの到達時間は、数分で日本に到達されると言われている。第15条通報が発電所から発出された時間と比較すると、第一原子力発電所からミサイルが発射されたと同じ第15条通報は、発電所周辺自治体及び住民には、被ばくを避ける時間は数分の余裕しかない。このような状態に菅直人総理は、「爆発や燃料溶融の可能性～今後の見通し～各号機の出力及び法律の規定」など質問していること自体が、危機管理に携わる立場の者のすることではない。菅直人総理の分限を超えた質問で、時間を浪費したことは、ミサイルが到着して、発電所周辺の住民が死んでしまったことを意味している。

したがって、上記の記述は、原告にとって一番、最悪・最低の場面である。

ここの記述を読むと、政府の対応に問題があったと白状している。本件事故の原因である「人災」と「欺罔」の出発点になっていることが、良く分かる場面である。

* 1 5 オ《同17頁》

内閣総理大臣は、前記エの与野党党首会談終了(同日午後6時17分頃)後、保安院の職員らから、前記エの内閣総理大臣の質問に対する更なる説明を受け、遅くとも同日午後6時30分頃までに、原子力緊急事態宣言の発出を了承した。これを受けて、内閣府は、速やかに原子力緊急事態宣言の公示のための手続をとった上、同日午後7時3分、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原災法16条1項に基づき、原災本部を設置した。

※上記は、菅直人総理の失態の言い繕いをしているにすぎない。

* 1 6 カ《同17頁》

内閣官房長官は、同日午後7時45分頃、記者会見において、原子力緊急事態宣言の発出及び原災本部の設置を発表した。

※双葉町民は、この時、町の仮の避難場所にいたので、テレビを見られる環境ではなかった。双葉町役場は、原子力防災専門官や福島県庁からの通報・連絡がなかったので、テレビを見ることができた町民のみが、非常事態宣言が発出されたことを知った。菅直人総理が発出した緊急事態宣言の場所は、どこだったのかわからない。従来の防災訓練では、官邸地下の危機管理センターで発表し、これをテレビ会議システムで、福島県庁、双葉町役場、大熊町役場及びERC、オフサイトセンターとつながっていなければならなかった。しかし、本件事故では、その痕跡は見つかっていない。

* 1 7 ア《同18頁》

したがって、飽くまでも主務大臣が原子炉施設の状況等を確認した上で、原災法15条1項のスキームが発動することになっている。

※ここでいう主務大臣とは、海江田万里経産大臣である。「原災法第15条1項のスキームが発動する」とは、要約すると「放射線の定める基準以上である場合」と理解する。ここで分からないのは、放射線の定めるものの基準以上について、本件事故では実測値の明細が知らされていないので、本当のことを原告は知らない。なおさら、多くの国民は知らない。「放射線の定めるものの基準以上」について、実測値があるはずなので原告らと国民には、知らされなければならない。

この実測値を公表せずに、ICRP、UNSCEARが大丈夫だと言っても、比べる実測値がなければ、根拠のない流言飛語を語られる危険性がある。

* 1 8 《同18頁》

保安院は、平成23年3月11日午後4時45分頃、被告東電から、原災法施行規則21条1号ロ所定の事象が発生した旨報告を受けると、技術的な確認を行い、原子力緊急事態が発生したと判断し、同日午後5時35分頃には、主務大臣たる経済産業大臣も、保安院からの報告を受けて、原子力緊急事態が発生したと判断し、原子力緊急事態宣言を発出することについて了承している。

※原災法上の緊急事態対応は、ここまででよいが、この時、現場を預かる第一原子力保安検査官及び原子力防災専門官が、行うべき役目のオフサイトセンターに緊急時応急対策方針決定会議を開催したのか、しなかったのかの記述が

ないのがおかしい。

* 19 イ 《同19頁》

また、原災法15条2項本文は、「内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。」と規定している。

※当然のことを記述しているが、オフサイトセンターでは何をしてきたのかの記述がないのはおかしい。

* 20 イ《同20頁》

本件では、平成23年3月11日午後5時42分頃から、内閣総理大臣に対する経済産業大臣らによる原災法15条1項の報告等が開始され、内閣総理大臣が事実関係の確認等を行った結果、同日午後6時30分頃までに原子力緊急事態宣言の発出を了承したというのであるから、その時点で上申手続が終了したといえ、したがって、同日午後6時30分頃に経済産業大臣らによる原災法15条1項の報告等が終了したことになる。そして、内閣総理大臣は、経済産業大臣らによる原災法15条1項の報告等が終了した後、緊急事態宣言の発出の準備等を行い、同日午後7時3分に原子力緊急事態宣言を発出しているから、直ちに、原子力緊急事態宣言を発出したといえる。

※ここでは大きな違いを犯している。緊急事態宣言に至るまでの手続き論を語っているが、事故現場の緊急性をまるで正解しないことを、殊更に文字にしているだけで、緊急事態のそのものが分かっていないことが、ここに書かれている文書で示されている。事故現場では、進行が止まらないので速やかに対処するように作られた原災法を、理解していない言い訳を述べている。この記述は無意味で、緊急事態に不要な言い訳である。

* 21 ウ《同20頁》

よって、原子力緊急事態宣言は「直ちに」されたものと認められるから、原子力緊急事態宣言の遅れの違法性をいう原告の主張は理由がない。

※「直ちに」と思うのは、現場から遠く離れた者たちが言うのであって、原告の立場では、無駄な時間を浪費したと考えている。

「直ちに」をいうのであれば、平成22年度浜岡原子力発電所総合防災訓練で、官邸地下の危機管理センターで、関係大臣と保安院長ら関係官僚らがそろった席で、菅総理が大畠経産大臣から、緊急事態宣言（案）を受け取り、その場で、緊急事態宣言を発出し、同時に10km以内の住民に避難指示を発出していた。合わせて住民に対する事故情報の周知を指示していた。これは、官邸の記

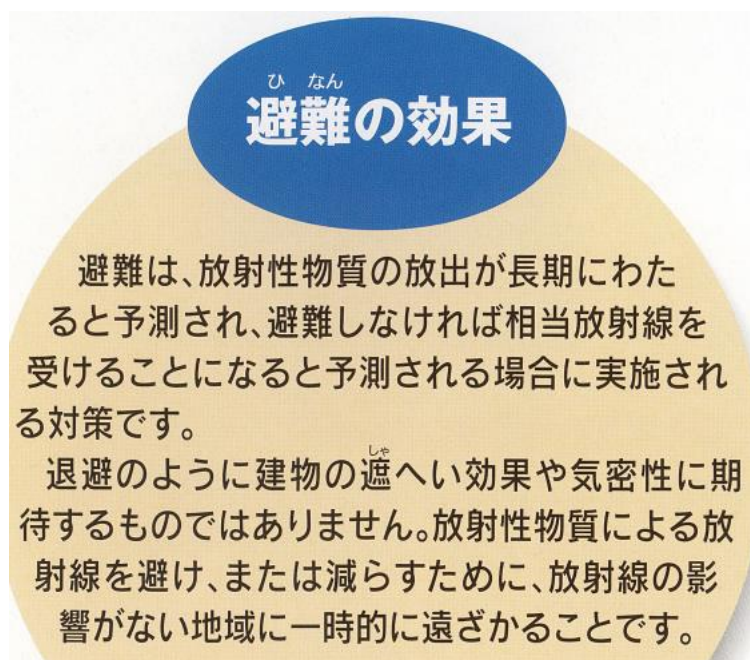
録ビデオにあるが、この間の時間は数分であった。

本件事故では、官邸自身が大幅に時間を無駄に使い、しかも、避難距離を3 kmとしたことを、発電所周辺自治体とは協議をせずに決めた。これを想像するところ、EPZの決まりの8～10km以内に避難範囲をすると、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）が含まれてしまうため、合同対策協議会等の緊急事態対応ができなくなることから、わざと狭くしたのではないかと想像している。

* 2 2 <同23頁>

については、まず、地域の範囲の考え方を示し、異常事態発生という場合において限られた時間を有効に利用し、周辺住民の被ばくを低減するための応急対策を適切に行うためには、あらかじめある地域の範囲に重点的な原子力防災に特有な対策を講じておく必要があるとし、その対策としては、住民への迅速な情報連絡手段の確立、緊急時環境モニタリング体制の整備、退避及び避難場所並びに経路の明示等を挙げている。この地域の範囲は地

※「地域の範囲の考え方を示し」について、正しい考え方は、「放射線の影響がない地域に離れること」、と下記に、福島県の「原子力防災のしおり」の11頁に記されていた。





平成16年3月発行

* 2 3 《同23頁》

この地域の範囲は地域的な条件を考慮することが重要で、講ずべき対策も原子力発電所等に近い区域に重点を置いて整備すべきであるとしている。

※地域的な条件とは「事故の大きさと気象条件に比例する」もので、地域的な条件に放射能の広がりをお合わせることはできない。上記の記述は、本件事故の事実を隠そうという意図が見える軽挙妄動な考えである。一番わかりやすいのは、ビキニ環礁の放射能の広がりを見ればよくわかる。自然現象を官僚の事務室で計算できるものではない。

* 2 4 《同23/24頁》

そして、地域の範囲の選定に当たっては、現段階における施設の状況に対する技術的側面に加え、人口分布、行政区画、地勢等地域に固有の特徴、災害応急対策実施上の実効性等を総合的に考慮する必要があるとし、これらの要件を総合的に検討した結果、原子力発電所等を中心として半径約8ないし10キロメートルの距離を目安として用いることを提案している。この目安は、各サイト毎に自然的、社会的周辺状況を勘案して増減されるべきものであり、行政区画は考慮すべき重要な要因であるとしている。

※上記は、自然に逆らう最悪の考えである。本件事故で被ばく被害を隠ぺいした成功事例を誇大に語っているだけである。気象学・物理学から判断すると、現場の経験のないものが言うたわごとに過ぎない。行政区画なんかどうでもよい話で、事故の広がりの実態に正確に反映することが重要なので、緊急時環境放射線モニタリングを確実にできるようなシステムと装備を備えておけばよい。

* 2 5 <<同24頁>>

とを掲げ、次に、前記目的に応じて緊急時の環境モニタリングを2段階に区別している。すなわち、第1段階のモニタリングは、防護対策の判断に用いるために行うものと位置づけ、迅速性が必要であるため、第2段階ほどの精度は要求しないこととし、その主要な対象核種を希ガス及びヨウ素とした。他方、第2段階のモニタリングは、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行うものと位置づけ、主要な対象を積算線量並びに蓄積放射能とその時間的経過であるとしている。なお、この③の項目の中で、具体的な緊急時環境モニタリングの手法も示している。

※上記に書いてある第1段階のモニタリングの、主要な放射性物質及び放射線の内訳が書いていないが、細目は次のように「放射性的希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子及びガンマ線の空間線量率並びに環境資料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン、又はプルトニウム濃度」になっていた。しかし、本件事故ではモニタリングの細目の公表がされていない。

第2段階のモニタリングでは、第1段階よりも広範囲になり、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行う。主要な対象を積算線量並びに蓄積放射能とその時間的経過であるとしている。環境中に放出された人体への被ばく評価に必要な放射性核種が対象となる。

「空間線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価する。」この結果は、防護対策の解除、風評被害対策に資することが記されていないければならず、上記の解説は、素人が書いたように簡単だが、考え方には役に立つことが記されている。

* 2 6 <<同24/25頁>>

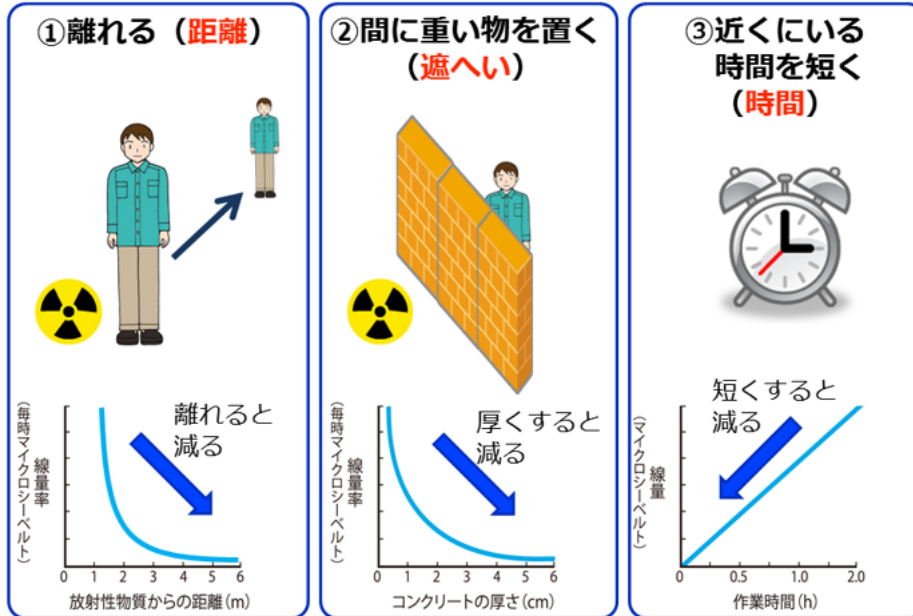
さらに、④の災害応急対策の実施のための指針については、まず、防護対策の準備のための目安を示し、災害応急対策を有効ならしめるためには、災害対策本部の設置の準備、緊急時環境モニタリングの開始の準備等を迅速に行う必要があるとしている。放射性物質の大量放出という事態は、施設における異常事態の検知から始まり、ある程度の時間的余裕があることが一般的と考えられるので、原則的には国の助言を受けて、地元都道府県及び市町村はこれらの準備開始の判断を行うべきであるが、緊急時には周辺モニタリングポストで実測された空間ガンマ線量率で1ミリレントゲン/時以上の値、あるいは、住民が実際に居住するか活動する場所における予測被ばく線量で、500ミリレム以上の値が得られた場合には、地方公共団体が独自の判断で準備を開始することを提案している。

※上記に大きな問題が記されている。「災害応急対策を有効ならしめるためには」について、かつてのJCO臨界事故時に、遠くでは緊急対策がうまくいかないから、原子力施設に近いところに緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を設け、迅速に事故に対応するように反省して作られたのは、原子力災害対策特別措置法（以降、「原災法」という。）だった。本件事故では規制主務庁らが、率先して原災法を滅却した法外の対応で、事故そのものによる被害を無かったと偽装している。しかも、備えられていた原子力災害対策マニュアルと防災訓練の実績を無いものにして、甚大な被害の存在を隠し、被災者・国民を欺いている。上記の後段に「地方公共団体が独自の判断で準備を開始することを提案している。」と記されているが、ここに大きな問題が隠されていることに気づかなければならない。原子力行政の規制主務庁は、経済産業省と文部科学省だ。彼らは、規制の権限・利権を護持し、被害の甘受と救助・救済の義務を、地方公共団体に押し付けているようとしていることは、公務員職権濫用罪に当たる。

* 27 <<同25頁>>

次に、防護対策については、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、飲食物摂取制限、ヨウ素剤の使用、立入等の制限措置、防災業務関係者の防護措置等の各種防護対策について指針を示すとともに、これら各防護措置の解除についての留意事項も示している。

※上記記述では、以下の外部被ばくの低減三原則を正解すれば、①は正解。②は屋内退避を示しているが、室内環境基準に違反するのでやってはいけない。③は、急いで放射性物質から離れろと教えている。要するに不確定な污染环境に、人々を置いてはいけないということになる。



《環境省資料より》

* 28 《同25頁》

この点、住民の被ばくの低減を図るための防護措置としては、被ばく線量との関連もあるが、混乱等が生じる可能性の高い避難措置のみによることなく、屋内退避又はコンクリート屋内避難措置を重要視すべきであるとしている。さらに、防護対策のための指標を示し、屋内退避及び避難等に関する指標及び飲食物摂取制限に関する指標を掲げている（丙ハ第189号証表1及び2参照）。

※この記述の主人公はだれなのか？義務者は？責任者はだれなのかの明記がないことは、この被告国第28準備書面で責任回避をもくろんでいると判断する。「混乱等が生じる可能性の高い避難措置のみによることなく」はだれが、だれに語っているのか明記されていないので、何の意味も有しない。「屋内退避又はコンクリート屋内退避措置を重視すべき」とあるが、本件事故では、地震でほとんどの家屋が損傷し、家財は転倒し足の踏み場もない状況だった。しかも、停電、断水状態の屋内で飲食、用便などできるわけがないのに、ここに記すことは、全く現場を見ていない机上論を述べているにすぎず、怒りさえ覚えてくる。

* 29 《同25頁》

なお、屋内退避等に関する指標は、昭和42年に放射線審議会が定めた公衆の退避に関する指標線量を上限値として実情に即して低く定められている。

※屋内退避は違法である。この記述は前近代的で、化石のような話をしている。この記述から見えてくるのは、自縄自縛の世界にいる規制主務省庁の姿を表している。公務員は法外なことを実施させたり、強制をすることはできない。

屋内退避を違法というのは、「2003年7月1日に施行された、改正建築基準法では、1. クロルピリホスを添加した建材の使用禁止。2. ホルムアルデヒドを発生する恐れのある建材の使用制限。3. 常時換気が可能な換気設備の義務化。4. 天井裏等の制限。とされており、現在はほとんどの住宅やマンションで、常時（24時間）換気設備が必要となります。」とされているので、屋内退避は室内環境基準に反していると指摘しておく。

原告は、かつて空調設備工事・換気設備工事を生業としていた。このため、室内環境基準には精通していた。この室内環境基準において、24時間換気をしない建築申請は、許可が下りないことになっていたもので、良く知っていた。

更に、換気量、部屋の広さと人数に制限もあり、**屋内退避は違法で、あり得ない措置である**。本件事故では全く実施できなかった屋内退避を、上記で、被告国が主張する屋内退避とは、いかなるものかの解釈の求釈明を求める。

* 30 <<同26頁>>

(ア) IAEA（国際原子力機関、以下「IAEA」という。）の「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準」（以下「BSS」という。）の取り入れ等に関する検討

前述した原子力発電所等周辺防災対策専門部会は、平成6年11月から、IAEAのBSSの取り入れ等に関する検討を始め、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における防護対策の経験も踏まえ、10回の会合を開催するとともに現地調査を実施して検討を行い、平成8年3月、基本的な考え方を取りまとめて原子力安全委員会に報告した（丙ハ

※IAEAは日本の法人ではなく、彼らのいうことに法の裏付けが存在しない。したがって、彼らが何を語っても、日本国民は左右されるものではない。原子力推進機関という背景からして、公正・中立とはいえず、むしろ、原子力推進に不利なことをいうはずがない。これを証明しているのは、トリチウムを含有する汚染水の海洋投棄を推進したことで、彼らの立場と意図が明確になった。特に言わなければならないことは、最悪の本件事故後の対応に一切見向きもしないで、悪しき事故対応を見逃していることからしても、IAEAは、当事国の日本政府が行っている蛮行に対して、公正・中立ではない日本政府側の立場にい

ることから、その背景を見ることができる。原告は、IAEAは構成国の蛮行を見逃すために存在していると判断している。もし、被告国が反論するのであれば、広島・長崎の被爆者、マーシャル諸島の被爆者、チェルノブイリ原発事故の被曝者、イラクの劣化ウラン弾の被ばく者から生まれた、子供の奇形児を語ってからにするべきである。

* 3 1 <<同34頁>>

なお、防護対策の実施の判断に係る指標について、IAEA等では回避線量が用いられている一方、防災指針では予測線量が用いられていたが、これは、原子力災害発生時においては防護対策の実施期間を定めて求めた回避線量より一定の期間を定めて求めた予測線量によって防護対策の実施を判断した方が、より安全側の対応になるとの判断によるものであるため、この点も踏まえれば、防災指針における指標はIAEAの基準よりも更に安全側に立ったものといえる(丙ハ第198号証4ページ、丙ハ第89号証22ページ)。

※ここには見逃してはならない記述がある。まず、IAEAは「回避線量」、わが国では「予測線量」を用いていると記述されている。原告は「回避線量」について、この言葉を簡単に理解すると、放射線被ばくを誘引する物質から離れること、所謂「被ばくしないこと」と単純に理解する。本件事故発生時には、希ガスや放射性物質の放出が開始される時間の公表を官邸によって遮られてしまい、「被ばくをしないこと」を開始する判断ができなかった。回避行動を遅らせたもう一つの原因は、枝野官房長官がテレビの前で、まだ放射能は出ていませんと叫んでいたことが回避行動の開始を遅らせた。被ばくをしない、させないのが予防・防護の基本なので、予測を待つのではなく、回避行動を先に行うのが防護の基本動作である。

他例でいえば、火災が起きた、その時、火傷の具合を予測することは通常行われぬ。普通の考え方でいえば、だれでも真っ先に、火元から離れる。原発事故に置き換えると、放射性物質の被ばく予測をやる前に、被ばくさせられないように、放射線源から離れることは自然なことで、だれでも行動することである。この場面で、実験室的な判断と対策を考えることは必要がない。

IAEAは、本件事故で、主張している回避線量について、日本政府を誘導していないことから判断しても、IAEAの立ち位置は、日本政府の被ばく放置政策を容認している。IAEAが日本政府を超えられないのは、運営資金提供者の権益を守らなければならない、利益相反関係にあるためと判断することができる。

* 3 2 <<同35頁>>

(1) しかしながら、双葉町内に中間貯蔵施設が設置されたこと及び中間貯蔵施設に土壌が搬入・保管されることによって、原告がどのように「中間貯蔵施設計画地内に所在する原告の土地の所有権侵害」や「一層の長期避難生活を強いられることによる居住権・環境権の侵害」を受けたのかについては明らかではなく、原告の主張には理由がない。

※第一原子力発電所の周辺監視区域外に放出される放射性物質（希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料「飲料水、葉菜、原乳等」中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度）の限度は1ミリシーベルト以下という約束があるのに、はるかに多い世界最高の「レベル7×4基＝レベル28」から空中、陸上、海水中まで放射性物質に汚染されたこと自体、双葉町にとって大きな被害である。

本件事故発生以来、被告国は、原子力推進をしてきた責任を、隠ぺいと欺罔を駆使して騙し、国民に一度も謝罪していない。明らかにひき逃げ状態にされている、原告ら双葉町民の安寧と社会秩序を壊したことは、傷害事件とみなしている。原告には、原子力発電事業に規制権限は有しておらず、よって、放射能の汚染に責任はない。そのために、放射性汚染物質を双葉町が引き受ける理由もない。理由のない中間貯蔵施設が原告の生活圏内に作られたことは、事故前に記録されていた被ばく回避線量を超えることになり、被ばく回避のための距離の確保が、中間貯蔵施設によって困難にされてしまった。

汚染者負担の原則では、汚染原因者の被告東電が自分の責任において回収し、処分すべきものを、政府及び行政が勝手に介入して、不遑及の原則に反して、除染法を作り今日に至っているが、本末転倒のことである。

中間貯蔵施設の当事者は被告東電で、反当事者は土地の所有権者である。私法から言えば、土地の所有権者の権利を侵す法律はなく、調査から設計、工事に至る過程で、所有権者の同意・合意がなければならない。しかし、この同意・合意を得ることなく、第三者の被告国と福島県が地権者の委任を得ないで、勝手に交渉したが、この交渉は無効である。

被告国第28準備書面で、原告に中間貯蔵施設について異論を言っているが、被告国は迷惑な第三者に過ぎないので、論争はできない。原告と論争する権利と義務があるのは被告東電に限られるので、被告国の主張は不当である。

* 3 3 <<同35頁>>

また、中間貯蔵施設区域を含む帰還困難区域に係る避難指示は、福島第一発電所事故を前提として平成24年6月27日改正後の原災法20条2項に基づき平成25年5月7日に発出されたものであり、中間貯蔵施設の設置自体が避難等を強いるものではない（丙ハ第203号証）。

※原告は、法の正当性をおねてから主張しているが、本件事故では、在来法の原災法をずたずたに壊しておきながら、不遡及の原則に反し、優越的地位を悪用してつくった後知恵の法律で、新たな損害が発生していることを認諾することはできない。原告の生活を基盤としている土地から、放射性物質が残存しており、更に、毎日、事故現場から放射性物質と希ガスが漏れているので、原告の所有地は汚染され続けていることは、避難の解消を考える状況下にはない。以上のことから、被告国の主張は不当である。

* 3 4 <<同35頁>>

(2) なお、中間貯蔵施設計画地内の土地については、地権者との契約（売買による所有権の移転又は地上権設定）によって取得しており、用地取得ができなかった土地については、施設の整備を行うことはしていないことなど、以下、事実関係について付言する。

被告国は、中間貯蔵施設の建設、除去土壌の搬入等に当たっては、福島県、大熊町及び双葉町からその受入れを容認する意向を受け、福島県、大熊町、双葉町及び環境省との間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全等に関する協定を締結するなど、地方公共団体の了解を受けている（丙ハ第204号証2ないし4ページ）。

※原告は、汚染者負担の原則に基づき、放射性物質放出当事者の被告東電との交渉以外は無効と考えているので、国、県、町とは交渉していない。

地方公共団体は、汚染者に当たらないので、原告は地方公共団体とその他の者と交渉の委任を行っていない。したがって、その協定は無効と判断しているので、原告には何ら関係するものではない。

* 3 5 <<同35頁>>

また、その用地についても地権者との契約（売買による所有権の移転又は地上権設定）によって取得しており、用地取得ができなかった土地について、施設の整備を行うことはしていない（丙ハ第205号証1枚目）。

※当然である。

* 3 6 <<同35/36頁>>

他方で、被告国は、中間貯蔵施設の内外における空間線量率や地下水・周辺水域等の水質等のモニタリングを継続的に行うなどの安全対策を実施しているところであり、除去土壌等を施設に搬入完了した後も、国が責任をもって点検・保守、モニタリングを継続的に実施するなど、施設の維持管理を行っている（丙ハ第204号証15ないし19、21及び22ページ）。

※中間貯蔵施設に国がどのような責任があるかが、分からないので示してもらいたい。

* 3 7 <<同36頁>>

このとおり、中間貯蔵施設の建設や除去土壌の搬入等については、地方公共団体の了解を受けつつ、適切に行われているものである。

※ここではっきり言うが、中間貯蔵施設に国がどのような責任があるのか示してもらいたい。

第2 被告国「丙ハ第186号証の1・2」の誤り

被告国の「丙ハ第186号証の1」は、効力を待たない。

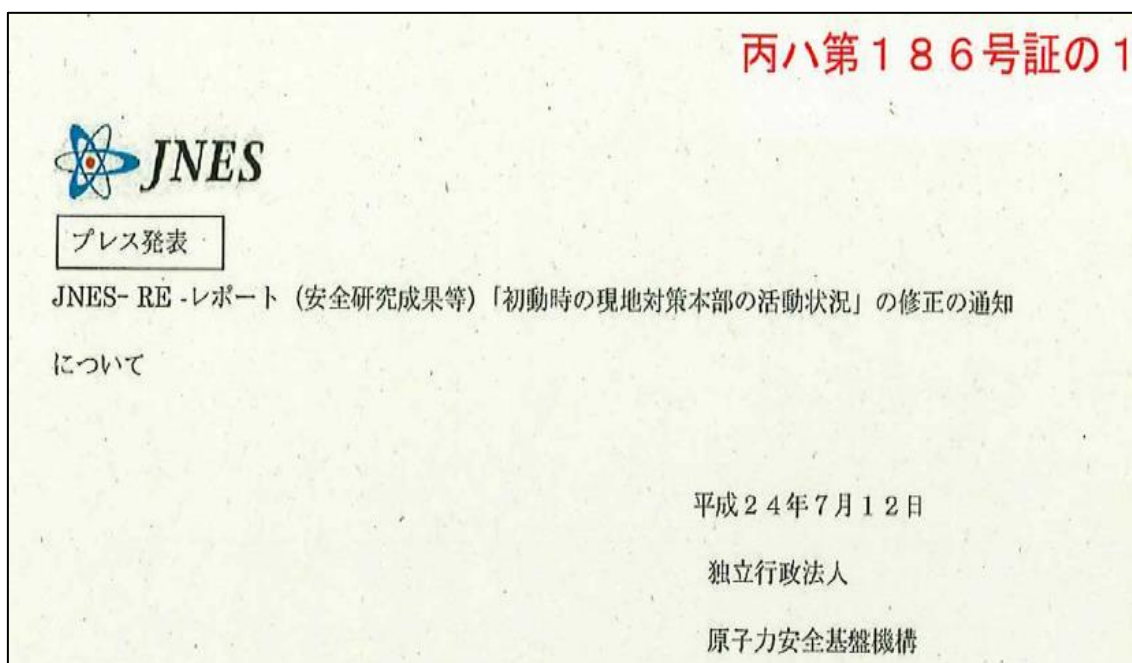
理由は、文中に双葉町の状況を記しているが、双葉町災害対策本部は、JNESへ何も依頼しておらず、又、事故時の対応を相談されたこともない。まして、双葉町災害対策本部長は、係る実情の報告に公印で決済した記録もない。したがって、双葉町災害対策本部は「地震・津波対策で手が回らずに合同対策協議会に参席できなかつたという」記述は、実話ではない。**ウソ・偽りで双葉町災害対策本部を陥れようとする、事実誤認の虚偽公文書作成・同行使なので、ウソだとはっきり否定しておく。このウソを流布した者の責任は免れることはない。**

被告国「丙ハ第186号証の1・2」は、原告の債権を滅出させるための、悪意の「ワナ」だと考えている。

しかし、ウソの証拠であっても、参考にしなければならない箇所を抜き出し

て、原告の意見を以下にいう。

1 初動時の現地対策本部の活動状況（表紙）



2 緊急事態応急対策拠点施設とその設備 2頁

(1) オフサイトセンターの概要と東日本大震災による影響

原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議、H22.9.14）によれば、この合同対策協議会内では、緊急事態対応方針決定会議が開かれ、その場において最重要事項の調整として、住民避難、事故収束のための措置等の調整、緊急事態応急対策実施区域の拡張・縮小等についての国の対策本部への提言等が行われる。また同協議会においては全体会議が開催され、オフサイトセンター内の情報共有、各機関が実施する緊急事態応急対策の確認、応急対策に係る関係機関の業務の調整、緊急事態対応方針の実施状況の報告・確認・決定事項の各機関への連絡、プレス発表する内容の確認等を実施することとなっている。

※上記はそのとおり。問題はこのマニュアルを実行していなことである。
ここで、当たり前のことを記しているのだから、被告国のウソを語ることはできない。

また災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画」においては、情報収集ルートの錯綜を避ける観点から、原則として、合同対策協議会が、原子力緊急事態発生後の現地の情報収集を一元的に行うこととし、国及び地方公共団体においては、平時より、専用回線網、非常用電話、FAX、テレビ会議システム等の非常用通信機器を整備・維持することとしている。これらの諸規定に基づく福島第一

※上記はその通り、本件事故の対応は違法で、全ての効力を有していない。

12頁

オフサイトセンターについては、1)項に関してはコンクリート壁は設置されており、換気設備も設置されていたが、空気浄化フィルターは設置されていなかった。(※)

※このことは平成21年度総務省行政評価局の「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果報告書(第二次)」で指摘されていたが、改善されていなかった。不作為・任務懈怠の結果である。

14頁

表2-1. オフサイトセンターに備蓄していた放射線対策資機材

番号	資機材名	数量	番号	資機材名	数量		
国 備 蓄	1	ポケット線量計(DOSE3)	104台	県 備 蓄	1	放射線測定器電離箱	21台
	2	α線表面汚染測定サーベイメータ	4台		2	放射線測定器GM式	6台
	3	β・γ線表面汚染測定サーベイメータ	5台		3	放射線測定器NaI	9台
	4	γ線線量測定サーベイメータ	4台		4	個人被曝線量計ZP144	260台
	5	中性子線量測定サーベイメータ	2台		5	個人被曝線量計ZP141	300台
	6	全面マスク	4個		6	除染キットチヨテククリーン他	2式
	7	放射性ダスト・ヨウ素用フィルタ	8個		7	防護マスク半面半面GM-81S	176個
	8	簡易マスク	110個		8	防護マスク全面GM-175	20個
	9	不織布製防護服	114着		9	防護マスク吸収缶CA-LARI	1460個
	10	靴カバー	10足		10	タイベック 3L	200着
	11	ゴム手袋	4枚		11	タイベック 2L	130着
	12	うす綿手袋	110枚		12	綿手袋	18ダース
	13	ウエス	1式		13	ゴム手袋	11ダース
	14	養生シート	1枚		14	綿靴下	134足
	15	シャンプー	5個		15	オーバーシューズ(長靴用)	110足
	16	中性洗剤	5個		16	保護具セット(個人装具バッグ)※	150組
	17	安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム△50mg×2丸)	120個		17	ゴム長靴	75足

※マスクと長靴を除く個人保護具をセットにしたもの

※国と県の備蓄の違いを比較されたい。

3 現地対策本部の設置 15頁

(1) オフサイトセンターの立上げ

保安院の内規である原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領において原子力施設の立地市町村が震度5弱以上の場合は、オフサイトセンターを情報収集、情報提供等の拠点として活用することとなっていることから、第一事務所長以下の保安検査官3名は、オフサイトセンターの立ち上げのため、同センターに帰る事にした。

※これは当然の判断と行動である。この時までは、保安検査官及び原子力防災専門官は、使命を理解していたようだ。

16頁

(同法施行規則第9条第1号イ(6)の「原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること」)に該当すると判断し、東京電力本店を介して、保安院等に対し、10条通報を報告した。これを受け、保安院は、官邸等に対して、その旨の連絡を行い、また、経済産業省は、原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)及び現地警戒本部を、それぞれERC及びオフサイトセンターに設置した。

※ここまでは、正常行動をしていたことが窺える。

3月11日16時36分、東京電力は、福島第一原子力発電所1、2号機に関して、非常用炉心冷却装置による注水ができなくなっている可能性があるため、同日16時45分、保安院に対し、原災法第15条第1項に規定する特定事象(同法施行規則第21条第1号ロの「原子炉…(略)の運転中に…(略)沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合…(略)において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。」)が発生した旨の報告を行った。

※原子力保安検査官と原子力防災専門官は急いで、オフサイトセンターの立上げを行なわなければならない。原子力防災専門官は大至急、参集要員に呼びかけなければならない。

これを受け、保安院は、技術的な確認を行い、原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態（以下「15条事態」という。）に該当すると判断し、官邸に参集した院長に代わり事務局長代理を務めていた保安院次長は、3月11日17時35分頃、原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を発出することにつき、海江田万里経済産業大臣（以下「海江田経産大臣」という。）の了承を得た。

※時間がかかりすぎているが、マニュアルの通りに進めている。

18頁

3月11日21時23分、福島第一原子力発電所半径3km以内の避難、10km以内の屋内退避の原災本部長指示が発出された。しかしながら、現地対策本部においては多くの関係各機関の職員が参集できていないため、訓練では実施していた合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめる活動は実施できなかった。

※「訓練では実施していた合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめる活動は実施できなかった。」ということは、防災訓練で行ってきた原災法並びにマニュアルを一番最初から何も行っていないと白状した。しかし、官邸ではこれを問題外にして、発電所周辺自治体を排除して、独断・独裁を行ってきた。これが、本件事故の特徴であり、違法な事故対応を始めて、発電所周辺自治体並びに住民たちに、ぬぐい切れない被害、損害を与えることにつながったのだ。

20頁

（3）関係各機関の参集状況

福島オフサイトセンター運営要領によると関係機関のオフサイトセンターへの参集連絡は、オフサイトセンターに設置された一斉招集連絡システム等を用いて行うこととしていたが、第一事務所長が発電所からオフサイトセンターに戻った3月11日15時30分の時点では停電状態であったため、一斉招集連絡システムを使用できなかった。

※この通り、双葉町災害担当の職員は、原災法第10条通報受信時から、平成22年度防災訓練で行った一斉招集の知らせを待っていたが、どこからも通知は無かったと、原告に担当課長が報告していたことを、ここで証言する。しかし、**停電が回復した後に、通報しようと考えれば十分できたはずで**

ある。この件は「一斉召集連絡システムを使用できなかった」という不成立のままで終われる話ではない。停電が解消されてから今日までの時間があったのだから、一斉召集の実現の可能性は否定できない。

なお、原子力災害対策マニュアルでは、事故対応に関係する省庁がオフサイトセンターに職員を派遣することとしているが、今回の事故対応においては、保安院、文部科学省、原子力安全委員会、警察庁（東北管区警察局）及び防衛省（自衛隊）を除く省庁は、時間的に先行した震災対応への従事や震災による交通手段への影響から、当初、職員の派遣を行えなかった。このようなことから現地対策本部医療班の責任者は、3月12日に到着した放医研の職員が務め、厚生労働省は3月21日になって責任者を派遣した。また、地域防災計画においてオフサイトセンターへ参集することになっていた周辺6町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の職員のうち、実際に参集できたのは、大熊町のみであった。残りの5町は、3月11日に発生した地震及び津波による被害や、同日21時23分に発出された福島第一原子力発電所から半径3 km圏内からの避難指示の実施等に対応するため、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況にはなかった。

※1の記述では、「一斉召集連絡システムを使用できなかった」と記されているが、ここでは、「周辺6町は自己都合で参集しなかったという、」勝手な理由付けがされていることは心外である。双葉町は、本件事故前からオフサイトセンターへ派遣する者は決めており、参集の通報を待っていた。ここの記述は誤記なのか、意図的なのか分からないが、参集の通報を待っていた双葉町災害対策本部の本意とは、全く違う記述になっているので、その仔細を双葉町の誰に聞いたのか、いつ、どこで、どのような方法で確認したのか、について釈明を求める。釈明されないままでは、ウソの証拠として扱うようになる。

12日未明にかけて、福島第一原子力発電所敷地内の放射線量が上昇し、福島第一原子力発電所免震重要棟においては、出入り管理が強化された。当時、福島第一原子力発電所から、保安院等への連絡は、屋外に駐車した福島第一保安検査官事務所の防災車に搭載された衛星電話を用いて行っていたが、放射線量の上昇に伴い頻繁に屋外に出て電話連絡をすることは出来なくなった。しかしポータブル発電機によるオフサイトセンターの東京電力ブースのTV会議システムへの電源復旧後、東京電力本店と福島第一原子力発電所のTV会議を視聴できるようになりTV会議を通じて情報を入手できるようになった。これらを考慮に入れ、サイトに駐在していた保安検査官等5名は、ERCにいた保安院原子力防災課長の了承を得た上、福島第一原子力発電所から、同日5時頃オフサイトセンターに戻った。

※12日未明に第一保安検査官たちは、東電テレビ会議システムを介して、発電所周辺自治体の状況確認と住民の安全のためにERCと連絡していたのではなく、発電所では放射線量が上昇したので「自分たちの保身を優先させた」と、ここで語っている。また、12日未明に放射線量が上昇したとあるが、双葉町災害対策本部長には、この情報はどこからも届いていない。この行為を絶対に許すことはできない。

5時44分の総理による福島第一原子力発電所の半径10km避難指示はオフサイトセンターに事前の連絡は無くTVで知った。

※これは、準備されていた原災法違反なので、内閣府とERCの意図的な任務懈怠・不作為なので絶対に許すことはない。

5時56分、ERC住民安全班から総理指示を町に伝えるよう連絡があり、オフサイトセンター住民安全班から双葉町、大熊町に災害時優先電話を用いて連絡を行った。なお、住民安全班では3月12日午前中頃まで災害時優先電話を用い、その後災害時優先電話が不通になった後は県原子力センターから移設した衛星電話を用い、各市長村の避難状況と住民への広報状況の確認を継続した。(別紙-1参照)

※本件事故発生来、原告が双葉町災害対策本部長である間にオフサイトセンターから連絡は一切なかった。この虚偽の記述は許しがたいウソである。

10時30分、参集している国、県、防災関係機関及び大熊町により第1回合同対策協議会を開催し、安定ヨウ素剤の搬入準備や住民の避難状況の把握及び住民広報の継続、緊急時モニタリングの実施など、オフサイトセンター活動実施方針を決定した。(別紙-2参照)

※12日の10時30分といえば、停電が回復していたので原子力防災専門官がオフサイトセンターに在籍していたら、一斉召集装置を作動することは十分に余裕があった。原告は、この時間は双葉町役場にいたので通報を受け取ることができた。したがって、大熊町以外の町は、地震・津波対策で参加できなかったという、根拠のないウソは保安院が作った後知恵の言いわけで、参集を意図的に阻んだと受け止めている。第1回合同対策協議会の開催は、法的裏付けのないアリバイづくりに過ぎず、効力のないものである。ここから偽装が始まったと受け止めている。

又、別紙-2は、嘘まみれで、正確なところはない。(後段に示す)

13時15分、上記オフサイトセンター活動実施方針に関する事項を、県や関係市町村に現地対策本部長指示として発出した。(別紙-3参照)なお、原災法第20条第8項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、原災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原子力災害対策マニュアルにおいては、安全規制担当省庁(実用炉における事故の場合は保安院)が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、委任が行われた旨を告示することとされている。また、国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。現地対策本部長から県や関係市町村への指示に関する権限の原災本部長から現地対策本部長への委任に関しては、現地対策本部として確認できていなかったが、早急に実施すべき内容に関しては指示を行った。しかし結果として権限の委任は行われていなかった。

※13時15分、双葉町災害対策本部長は双葉町役場にいたが、係る指示は届いていない。「しかし、結果として権限の委任は行われていなかった。」のだから、本件事故では、政府災害現地対策本部長は、無任所で法的な役割を行うことや指示を出すことはできない。又、みなしという法律がないので、みなし行為も違法となる。本件事故の行政対応は、政府災害対策本部が既存法を葬り、閣議決定という手法で、不遡及の原則に反する悪法を作り、被災者・国民に負担と我慢を強制したのである。

15時36分、自衛隊から福島第一原子力発電所で大きな音がしたという連絡が入ったためERCに連絡を行なった。その後TV映像で福島第一原子力発電所建屋の水素爆発であることを知った。このため東京電力関係者は状況把握に努め、東京電力副社長は現地対策本部長に水素爆発の可能性を説明した。この時点では10km以内の住民は要介護者等を除き多くが避難済みであった。(なお時刻は1時間前であるが12日14時3.0分現在のオフサイトセンター住民安全班の避難状況集計によれば、福島第一原子力発電所の半径10km圏の要避難者総数約39,000名。そのうち避難未了者は要援護者等で約1,000名であった。前掲別紙—1参照)

※15時36分時点で10km以内の「住民の多くは避難済みであった。」は、策文を語っているので事実ではない。14時30分現在の10km圏内の要避難者は1,000名という町ごとの人数の内訳を語らないと、事実ということにはできない。

双葉町では、双葉厚生病院周辺だけでも約300人以上いた。事故後に町民に聞いたら、町内各地に俺もいた、俺もいたという話を何人も語っていた。正式な人数は数えていないが、町全体では数百人はいたようだ。

13日7時頃から、この4名は再び福島第一原子力発電所敷地内緊急時対策室に常駐し、ローテーションを組んで、情報収集及びオフサイトセンターへの報告を行う態勢をとった。

※そもそも、保安検査官は通常時であれ、非常時であれ、発電所には常駐していたのだから、殊更にローテーションを組む必要がない。第一と第二を合わせると相当数の職員がいたので、通常の勤務体制で済む話である。問題にしななければならないのは、12日の早朝、保安検査官たちが事故現場から退避したということである。第一原子力発電所は放射能の汚染がひどくなり、常駐が困難になっていたのだから、保安院の上層部が保安検査官たちの、安全を確保するために退避させた後の体制を、ローテーションと呼んでいるが、大きな問題がこの場面に残っていること見逃すわけにはいかない。以前行っていた防災訓練では、住民の安全確保のために、発電所から放射性物質の放出前に、避難を完了させておいた。この場面でおかしいのは、12日の早朝に、このような非常事態を保安検査官たちと原子力防災専門官らは、双葉町に予告或いは通報をしていなかった。保安検査官たちに課せられていた住民の安全確保をさておいて、自分たちの保身を優先させながら、その後の通報・連絡が未だにきていない。これは重大な不作為であり、任務懈怠で罰せられなければならない。

27頁

13日13時30分、第3回原子力災害合同対策協議会全体会議を開催し、各班の実施状況の確認と除染スクリーニング基準の決定を行なった。

※無効の会議を開いても、合意形成には至っていないので、偽りの会議結果に法の拘束力はない。

28頁

14日22時7分、3号機水素爆発の影響によりオフサイトセンター線量は屋内9 $\mu\text{Sv/h}$ 、屋外1863 $\mu\text{Sv/h}$ の表示を確認した。

※この数値は、放射線管理区域区分でいえば、人がいるところではない。

15日0時頃、オフサイトセンター内のモニターで100 $\mu\text{Sv/h}$ でアラームが鳴るよう設定してあったアラームが断続的に鳴る状態になった。その状況をみて、防護マスクを装着して業務をするように、また3月15日朝には、東京電力がベントをするので仮眠して居る者もマスクを付けるように館内放送がされた。

※オフサイトセンターは発電所周辺監視区域外なので、公衆の被ばく限度1ミリシーベルト以下(0.114 $\mu\text{Sv/y}$)でなければならないので、100 $\mu\text{Sv/h}$ では、1ミリシーベルト以下と比べると877倍の高さなので、人はこの場所にいられない高レベル汚染である。

29頁

以上のように大熊町のオフサイトセンターでは、住民避難範囲に関する原災本部への提言、プレス対応は実施されなかったが、住民広報の継続に関する指示、安定ヨウ素剤の準備に関する指示、緊急時モニタリングに関する指示、スクリーニングの基準に関する指示、プラントの情報収集、住民避難状況の確認等は実施された。これらの活動内容は機能班の責任者会議、全体会議の場を通じて情報共有された。しかし、通信不全により外部との連携に困難を来したため、情報収集と報告に非常な努力を要した。このほか福島第一原子力発電所の求めに応じて、炉心へ注水する水の手配も実施した。

※こんな汚染のひどいオフサイトセンターで、議論するのは気の毒だが、屋内退避の違法を肌で感じたのは、総務省の指摘を素直に対策せずに、本件事故後の放射能を阻止できなかったことにある。又、違法な屋内退避を推し進めたのだから自業自得と揶揄するしかない。

「情報収集と報告に非常な努力を要した」とは、いつ、だれが、だれに、何を伝えたのかの記述が、ここで示されないと、事実なのか、ウソ偽りなのかの判断ができない。双葉町災害対策本部には、一切報告・連絡はなかったことを申し上げておく。

2) 屋内退避／避難勧告案作成

概要に記載の通り、責任者を含む総括班要員が3月11日24時頃オフサイトセンターに到着する以前の、3月11日21時23分に福島第一原子力発電所半径3km以内の避難、10km以内の屋内退避の原災本部長（総理）指示が発出された。この1度目の指示が出た後も、原災本部主導で避難・屋内退避の指示が発出されたため、オフサイトセンターでは屋内退避／避難勧告案作成に関する活動は実施されなかった。この活動が実施されなかったことに関しては、原子力災害対策マニュアル上は、屋内退避／避難の実施までに時間的猶予がない場合は東京側で避難範囲を設定し、指示することになっている。このためオフサイトセンターとしては本件以外の活動を実施した。

※被ばく防止につながる安全対策を、現場にいない作文族に、実際の事故に通用しない指針を作らせた報いがある。しかも、規制義務を責任回避に転嫁して、素人政治家の菅政権をそそのかして、政府災害対策本部に責任集中させるには、原災法、原子力災害対策マニュアルも邪魔だったのではないかと思うほどひどい対応をした。「屋内退避・避難の実施までに時間的猶予がない場合は東京側で避難範囲を設定し、指示することになっている。」とは、理不尽なことである、本件事故前に聞いたことがない。屋内退避は違法なので、だれにも指示することはできない。避難についての時間的猶予についての定義・時間の猶予の限界について、どこに定められていたのかの説明がない。又、「東京側で」についての固有名詞が何の法律の何条に定められているのかの説明がないので、ここで、法外の言い逃れを語っているのだろう。「東京側で」について、双葉町災害対策本部長は、誰だか分からない「東京側で」に、一任していないので、勝手な「なりすまし」である。

又、緊急時環境放射線モニタリングを実施するのは、福島県が行い、そのデータを基に避難範囲をオフサイトセンターの重要方針決定会議で議論して決めるので、「東京側で」で決めるのではない。

後段に、「本件以外の活動を実施した」と記載されているが、何が本件以外なのか、釈明を求める。

第4回原子力災害合同対策協議会全体会議では福島第一原子力発電所3号機の爆発事象について事象、対応状況について協議した。

なお全体会議の各市町村の参加状況については、大熊町は12日15時頃の全町避難以前の第1回会議への参加はあったがそれ以降は不参加であり、その他の市町村の参加は無かった。

※第1回から、定足数を欠いた違法な会議は、第4回につながらない。したがって、この第4回も偽装なので無効である。

1) 報道機関への対応

オフサイトセンターは、3月12日早朝に避難区域に含まれることとなったため、プレスは来訪せず、オフサイトセンターにおける合同対策協議会の決定事項のプレス発表については実施の機会がなかった。

※然り。この情報を県民に知らせるべきだった。放射能の汚染がひどくてマスクが近づけないと。そうすれば、福島県民の危機感は確実に広がった。

2) 住民への広報

3月12日13時15分、地域住民に対しては防災行政無線等により、引き続き広報を実施することを現地対策本部長が県、町に指示を行い、各町が住民広報を実施していることを確認していた。

※上記は虚偽記載である。住民への広報について、「現地対策本部長が県、町に指示を行い」とは作文である。双葉町には現地対策本部長から一度も挨拶も連絡もなかったのに、どうしてここに現地対策本部長が出てくのか理解できない。しかも、「各町が住民広報を実施していることを確認した。」について、いつ、だれが、どこで、だれに確認したのかの明記が必要である。双葉町の場合、役場職員は避難してしまったので、午前10時以降、役場に来ていた東電の広報部社員に、広報するように命じたのは、原告の双葉町対策本部長だったが、14時以降は役場庁舎内にいた全員に最終退避命令を発出したので、広報は止めている。ここまで、ウソをついてこの後どう始末するのだろうか、このウソを、原告はこのままで終わらせることはない。

(4) 放射線班

原子力災害対策マニュアルでは、放射線班は放射線影響評価・予測を行い、以下の活動を実施することとなっている。

- 1) 緊急時モニタリングに関する指示
- 2) 緊急時モニタリングデータのとりまとめ
- 3) 被ばく線量の予測
- 4) 屋内退避／避難勧告の検討
- 5) 飲食物摂取制限勧告の検討

※「原子力災害対策マニュアルでは」と明記されているが、本件事故において政府災害対策本部は、原子力災害対策マニュアル、原災法、災害対策基本法等で、被告東電と被告国に不利な部分を排して、有利なところを強調しているが、良識をもって公人の対応をするべきであった。

他方、文部科学省は、3月11日の事故発生後、「防災基本計画」等に従い、オフサイトセンターへのモニタリングカーの派遣を決定したが、派遣指示は翌3月12日夕方以降となり、支援要員が同センターに到着したのは、翌13日11時20分頃であった。

3月13日以降、福島県と国が派遣した職員が一体となり、県原子力センター職員が策定し、国の現地対策本部が了承したモニタリング計画に基づき、モニタリングカーを用いて、空間線量率の測定、大気浮遊塵、環境試料及び土壌の採取等のモニタリング活動を行った。モニタリングカーによる活動自体も地震で道路状況が悪化し、タイヤのパンク、地割れ箇所への車両の嵌入、燃料の不足等により、初期の活動は思うように進まなかった。

※原子力推進行政庁の片方の文部科学省の行動を記録している。ここで文部科学省は「**防災基本計画**」の名称を初めて使った。上記の アンダーライン箇所は重要なので印をした。本書20頁に線量測定の第1段階、第2段階を詳しく述べてある。住民の安全を優先させる気持ちがあるのであれば、少なくとも、第1段階の実測値で、避難範囲、避難開始時期を決めなければならない。

本件事故においては、正確な第1段階、第2段階の数値・指標をインペイしているのに、住民の安全対策は施されていない。

①

2) 緊急時モニタリングデータのとりまとめ

採取されたサンプル等は、原子力センターに置かれた2台のゲルマニウム半導体検出器等を用いて分析し、結果は隣接するオフサイトセンターに置かれた国の現地対策本部に職員が持参する形で報告された。集まったデータについては、オフサイトセンター内の全機能班に情報共有するとともに、逐一ERCにFAXで送付していた。また県対策本部へのデータ送付は、県原子力センターが行うこととなっていた。

※由々しき記載である。緊急時モニタリングデータは、オフサイトセンターに参集していた全員とERCと福島県は共有していた。しかし、このデータは双葉町災害対策本部長へは周知しなかった。この結果、このデータを双葉町災害対策本部長は、町民へ伝えなかったという不作為を働いたことにつながる。

この問題は、ここで、このまま終わらせることができないほど、将来につながる大きな問題である。

原子力災害対策マニュアル、防災訓練の約束、災害対策基本法、原災法等の主旨に抵触する事案で、不利益情報の不告知で、当然知らされるべき情報を恣意的に閉ざされたために、不当な被ばくを強制されたという損害賠償請求事案に至る、ひどい話である。この行為を鬼畜といっても劣らないくらい、ひどい話である。

35頁 ②

なお、避難所等避難者の集まる場所のモニタリングに関しては、3月12日に、自衛隊が避難所の測定を実施していた。大熊町役場とスポーツセンター、ヘルスケア双葉など午前午後に実施した。これは、6月に保安院から事故直後のモニタリングデータとして公表された。

※これも、前頁に劣らないくらいひどい話である。ヘルスケアふたばの午前・午後の測定データを未だ見たことがない。特に、自衛隊員たちは12日午後3時40分に原告と同じ場所にいたのだから、同時刻に原告に線量を知らせるこ

とができたのに、6月に公表をしたということは、本件事
故後に任務懈怠の塊の保安院のデータは信用できない。被
告国は、なぜ、双葉町災害対策本部長にこのことを報告し
なかったのか、悪意を感じる。被告国第28準備書で、被告国は、合
同対策協議会へ参加しない損害・被害を詳しく主張していないと言っている
が、前頁①と当頁②を合わせてみると、被害は不利益情報の不告知といい、被
害量を分からせない無限の被害が発生していた。オフサイトセンター内では、
この情報は共有されていたのだから、原告らが参集されていたら、ヘルスケア
ふたば周辺で、被ばくさせられた町民らの被ばくの実態を当然知ることができ
たのである。

知ることを阻まれたために、被ばく被害の算定を困難にさせられたという付
随する被害が発生した。オフサイトセンターに参加させられなかった損害の発
掘をしていけば、この件は緒に就いた程度のものである。本格的に行う損害額
の計算は、今後になる。

3) 被ばく線量の予測

オフサイトセンターでは、イーサネット通信回線が遮断されておりSPEEDI、気
象情報システムが使用不可であり、被ばく線量の予測は実施できなかった。

※「できなかった」という言い訳は、原告には関係しない。「できます、や
ります」と言い、原子力安全・保安院は監理・監督業務を担っていたのだから、
「できませんでした」という言い訳を国民、発電所周辺の住民には決して
言えない話である。上記に「使用不可、できなかった」とは、保安検査官事務
所側の「失敗」であって、今回は、事務所の職責を完遂させていないので「成
功報酬」の給料がもらえないのと合わせて、失敗に伴うすべての債務を失敗し
た者が支払わなければならない。これを国税で払っていたら、給料泥棒とな
る。上記は、発電所周辺の住民には責任のない話で、「できなかった」という
話を聞く必要もなく、「できなかった」ために発生した被害・損害は、加害者
に、今後請求しなければならない。

1) 被害状況の把握について

医療班の要員がオフサイトセンターに到着した3月12日10時頃は、環境汚染はデータ上から見られず、さらに住民の10km外への避難指示が出て4時間経過していることから住民への汚染は心配していなかった。しかしながら同日昼頃、総理の視察時に使用した車を測定したところ、低レベルであるが、汚染が判明したのでサイト内は汚染され始めていると認識した。また同日夜になって総括班、住民安全班から汚染が始まっているとの連絡があったため、スクリーニングレベルの設定に係る検討を開始し、3月13日7時45分に総括班、放射線班、医療班、住民安全班、原子力安全委員会、JAEA、東京電力、陸上自衛隊の関係者の打ち合わせ会議を行い、汚染除去基準等を「福島県緊急被ばく医療活動マニュアル」に示す $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ とした。その後、現地対策本部長は、同日14時20分、福島県、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、葛尾村、南相馬市、川内村及び田村市の各首長に対し、「当面のスクリーニングレベルを $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 又は $6,000\text{cpm}$ とする」ことを現地対策本部長指示として発出した。

※恐ろしい限りだ、「3月12日10時頃は、環境汚染はデータ上から見られず」というウソをつくのも本件事故の特徴である。このときの緊急時環境放射線モニタリング結果を隠しておいたから、このようなウソをつくのだろう。放射線班が双葉駅前で、午前6時過ぎ、 $30\mu\text{Sv}$ の針を振り切っていたのに、ウソを語っている医療班だ。3月13日7時45分に行われた会議は、定足数に達していないので、不成立なので何も決められない。まずは、この時の議事録を公開することを求める。

スクリーニングのための放射線管理要員の派遣調整も本来であれば現地対策本部で実施しなければならないが、スクリーニングポイントがEPZ(10km)圏外で想定外のこととなり、調整できなかった。

※おかしな話だ。EPZの考え方も釈然としない。EPZ8~10km以内というのは、机上論であって現実論ではない。10km圏外だから想定していなかったと、ここで言い切ると、20km圏内の避難指示も現実論ではなくなる。圏外とか圏内ということは、想像の世界であって、実際は緊急時環境放射線モニタリングの実測値で避難範囲を決めるのが基本になる。「できなかった」は失敗なので、失敗した者は、その責任を取らなければならない。

2) 安定ヨウ素剤予防服用・指示の検討について

3月12日の10時30分から合同対策協議会全体会議を開催し、「安定ヨウ素剤の避難所への搬入準備並びに配布及び服用」に関する考え方が示されたが、到着直後の医療班長以下は放出に備えた原則的な内容であり、問題ないと考えた。

3月12日13時15分、合同対策協議会の結果を受けて現地対策本部長は、県及び関係町（大熊町、双葉町、富岡町、浪江町）の首長に対し、「ヨウ素剤投与が決定された場合に備え、避難所への搬入準備の状況を確認するとともに、薬剤師や医師の確保に努めること」との指示文書を発出した。

※安定ヨウ素の服用は、被ばく前が前提であり、事後服用では効果が出ないとされている。被ばくの予想はかなり難しいので、発電所周辺の住民には3月11日第10条通報を受けて、安定ヨウ素剤の服用をさせておけばよかったと反省している。特に今回のように、保安検査官及び原子力防災専門官が有名無実で役に立たなかったのが、安定ヨウ素剤の服用を急ぐべきだった。原告の判断が遅れた理由に、保安検査官及び原子力防災専門官は確実に役目を果たすと信じていたのが大失敗だった。町民には本当に申し訳ないと思っている。

それに引き換え、規制義務の頂点にいた経済産業省の不作為には辟易している。緊急事態の時、官邸の陰に隠れて、ウソをついているのは卑怯者のすることである。本件事故時に規制義務の有った、原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力安全基盤機構、日本原子力研究開発機構等の偽装を見ていると、胃が痛くなるほどひどい苦痛がする。彼らは、国民の税金で養われていることを、忘れてひたすら被告東電の露払いと偽装をしているのは、国民に対して背信である。

このような医療班の活動の中で、本来想定されていた業務とは異なる活動と思われるものについて、以下に記述する。それはいずれも避難地域が拡大されたため、オフサイトセンター近傍に医療従事者が居なくなり、その代行業務という実務を現地対策本部の医療班が携わらなければならなくなったことである。

例えば、3月13日の昼に住民安全班からの情報に基づき、川俣町の避難所にいる双葉町住民のスクリーニングの要請を医療班にいた放医研の医師1名、JAEA2名および東京電力の放射線管理要員2名の計5名でオフサイトセンターから自衛隊の輸送により出向き実施したことである。また、3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発の際に発生した負傷者の内、5名の除染の依頼を受け、それをオフサイトセンターで実施した。さらには3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発の際に発生した患者の1名を県立医大に、もう1名をヘリコプターの要請を行いオフサイトセンターの近くから放医研に運ぶ手立てを整えたものの、救急車に乗せる際に同行する看護師や医者等が不在であったため、多忙な医療班員が指図することとなり、結果的に意思疎通が悪くなり、2名とも救急車で福島市方面に搬送された。(放医研に搬送する患者は後ほど福島市の駐屯地からヘリで放医研に搬送されたが、健康状態に問題はなく、3月17日に退院した。)

※3月13日、彼らは白装束で川俣町とれんぴあに来た。双葉町災害対策本部に断りもなく、名乗りもせずいきなり町民のスクリーニング検査を始めていた。

無作法であったが、どのようなものかと思い、原告も名乗りをせずに計測させた。どうでしたと聞いたら問題ありませんと答えたので、これはスクリーニング検査を行ったというアリバイのために来たのだなと思い、スクリーニング検査班を責めることはしなかった。その後の行為を観察したら、案の定、でたらめな検査をして、その測定結果を残すことはしなかった。

その他、オフサイトセンターの備蓄資材には靴カバーが少なかったが、オフサイトセンター裏手の環境医学研究所に着替え、靴カバー等がありこれを活用できた。またオフサイトセンターの救急用資材は期限切れのものが多く、医薬品も無かったため、放医研から持ち込んだものを使用した。さらに12日の夜以降、オフサイトセンターの出入り管理のため東京電力と医療班でスクリーニングを実施した。また、締め切ったオフサイトセンターでのインフルエンザの発生が心配事であった。

※不備・不足は、保安検査官たちの不作為という。

住民安全班では、福島県警察双葉警察署員3名が20時頃参集していた。避難情報を取り纏める要員がオフサイトセンターに到着したのは3月11日22時40分頃であり、当該時点では既に福島第一原子力発電所から半径3kmの避難指示が同日21時23分に発出されていた。このため、取り纏め者は直ぐに大熊町、双葉町の避難状況の把握にとりかかり、3月12日0時時点で同町の避難状況を概ね把握した。

※確かに、双葉警察署員は夕刻、双葉町役場に来ていたが、町災害対策本部とは、危機管理を共有していなかった。したがって、彼らが何を報告していたのか、町は掌握していない。人数はだれが、どのように把握したのか分からない。

その後も3月12日5時44分の福島第一原子力発電所から10kmへの避難の拡大指示、及び同日7時45分の福島第二原子力発電所から3kmの避難指示に伴い、同日12時30分、14時30分、16時30分の3回にわたり、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、楡葉町及び広野町の避難先、その避難手段及び避難状況並びに住民への広報状況をとりまとめ、現地対策本部内で共有すると共にERCに報告した。

※「同日12時30分、～の3回にわたり、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、楡葉町及び広野町の避難先、その避難手段及び避難状況並びに住民への広報状況を取りまとめ、現地対策本部内で共有すると共にERCへ報告した。」上記については、確認ができない作文に過ぎない。その理由は、後段に示した被告証拠「丙ハ第186号証の2の別紙一1」には、虚偽記載が満載されているので、信頼性は全く存在しないためである。

これら避難状況の把握が可能であったのは、例えば、大熊町では3月12日の午後まで職員を役場に残留させる等、住民の避難が終了するまで役場に職員が残留し、連絡調整業務に当たっていたためである。また、電話がつながるまで何度もリダイヤルしなければならないということではあったが、3月12日昼頃までは住民安全班の机上にある災害時優先電話と県ブースにある防災電話が通じていたこともあり、3月13日以降は県対策本部の原子力対策課長が隣接の県原子力センターから持ち込んだ可搬式の衛星電話が活用できたこともある。

※上記は、後知恵の策文に過ぎない。3月12日10時以降は、だれからも、どこからも電話はなく、役場内は静まり返っていた。

県対策本部との連絡・調整は、県庁舎が地震により被災し、県対策本部を県庁舎から隣接する自治会館の3階に移設したため、当初県対策本部との連絡が取れず、3月12日の夕方まで県対策本部のニーズを把握できなかった。しかしながら、これ以降は、例えば、同日17時38分に福島第二原子力発電所から10kmに避難指示が発出された

※福島原発事故タイムライン2011-2012 8頁 「3/11 16:25 中野寛成国家公安委員長が官邸を出る際、『大変なことになっている。福島は県庁が機能していない』と記者団に語る。」の記述と、上記の「3月12日の夕方まで県災害対策本部のニーズを把握できなかった。」について、福島県に行った情報開示請求に対して、回答された資料では、福島県が行った3月11日

(金) 16:30 自治会館3階 特別会議室 第1回災害対策本部員会議 (概要)

「災害対策本部総括班まとめの」記録を、原告は所蔵している。この中で「4原子力関係について 東京電力(株)福島第一原子力発電所1~3号機において、所内電源が喪失された旨、報告有り。」と記載されている。したがって、「自治会館の3階に移設したため、当初県対策本部と連絡が取れず、3月12日の夕方まで~云々」は、虚偽記載であることが判明した。

このように、被告らは、少しでも目をそらすと、ウソをつくのである。

39頁

2) 救助/救急活動の調整について

住民安全班は、病院の入院患者や特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)の入居者等の災害時要援護者の避難に関する調整を行った。これらの要援護者は町でも避難当初から関心をもって把握しており、現地対策本部にその人数を報告していたが、これらの要援護者のうち避難区域に残っていた方々の救助/救急活動の情報収集が行われたのは、住民避難がほぼ終わった3月13日以降であり、警察、自衛隊、住民安全班が連携し実施した。その体制は、住民安全班が全般の調整を、避難時の誘導及び搬送を警察と自衛隊が施設単位で分担し、避難状況の確認は独自の通信手段を持つ警察が実施した。

※住民の救助/救急活動は失敗だった。その証拠は、双葉病院患者置き去り事件である。これは、原発事故の発生に伴う住民の救助・救済の基本である、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策マニュアルの過誤過失による人災である。事故情報の不徹底と混乱を招いた政府災害対

策本部の事故情報の独占がもたらしたものである。双葉病院等の災害弱者の救済ができなかった、原発事故がもたらす人災の見本である。

一点目は、市町村は初動における現地対策本部の活動を認識していない可能性があり、これについては、住民安全班責任者が市町村への電話連絡時、相手に理解されやすいように配慮し、住民安全班責任者としてではなく、自身の派遣元を3月12日頃まで名乗ったために避難状況の把握を含め、市町村とのこれらの連絡調整が現地対策本部でなく、県が行ったと誤解されたおそれがある。

※虚偽である。市町村の認識不足は、官邸の独裁によるものである。政府災害対策本部による、発電所周辺自治体への不利益情報の不告知が主因である。住民安全班責任者から双葉町災害対策本部に電話連絡した記録の提示をしてから、このようなことを書くべきで、双葉町災害対策本部は本件事故で、住民安全班のだれからも連絡は受けていない。

40頁

で誘導してほしい旨の連絡を受け、県立大野病院等に到着した何台かを実際に誘導したり、10名以上の住民が避難の手立てを確認するためオフサイトセンターに来訪したことにより、住民安全班の要員であった警察官が、実際に、当該住民の居住していた市町村の避難先等へ輸送したり、あるいは警察に輸送を依頼したこと等である。なお、当時はガソリンがなかったので、当該住民の中には車をオフサイトセンターに置いて避難した住民もいた。

なお、3) 交通規制等の調整、4) 緊急輸送の整備、5) 飲食物摂取制限の調整、6) 物資調達、供給活動の調整に関しては大熊町にオフサイトセンターにあった期間には実施できなかった。

※大熊町のことは不知なので分からない。

41頁

なお、現地対策本部要員の仮眠は、宿泊専用の部屋や休憩室もなくベッドなども無いため、深夜に机に伏して仮眠をとる状態であり、身体が休まる状況ではなかった。

トイレについては、トイレ用の水を自衛隊に依頼し、近隣の川から貯水タンクに補給してもらった。この水は、除染のためにも活用した。

※オフサイトセンターの窮状は、本来の機能を立ち上げなかった欠落によるものである。双葉町民らの窮状もすごかった。この苦役も、賠償基準にしなければならぬ。

現地対策本部は移転にあたって、①移転の手続きを確実に実施すること、②住民の避難を確認してから移転すること、という二つの方針を決定し、必要な手続き及び避難者の避難状況の確認に努めた。必要な手続きに関しては、国へは現地対策本部長が経済産業大臣に文書で福島市への移転について伺い（前掲別紙－7参照）を送信し、また県に対しては県現地対策本部長の副知事を通じて調整した。

※双葉町災害対策本部を愚弄している。①、②について、現地対策本部（仮称、正式ではないので）は、どこの自治体を確認したのか、必要な手続きは何を、だれと、いつ行ったのかを明記しなければ、実施したことにはならない。

ここの記述を見ただけでも、後知恵の策文に過ぎないことが分かる。一事が万事、ウソで固めた事故対応は、ここ掘れワンワンというように、ウソの塊がとめどなく出てくるので、当該裁判では、ウソに偏ることなく、真実のみを判示していただきたいと願っています。

45頁

オ モニタリング

- 放射線班要員はモニタリングポストの損傷状況を把握し（24台中23台が地震・津波の影響で使用不可）、県原子力センターの職員と共同で、緊急時モニタリング計画を元にモニタリングポストの損傷状況を考慮したモニタリング計画を作成。（3月12日の午前0時頃）
- モニタリングカーを3班体制にし、モニタリングチームが測定を開始。（3月12日午前8時頃）（道路の損壊等による危険性を考慮し朝から開始）
- 県と国の職員が一体となってモニタリングカーによりモニタリングを実施。（3月13日以降）
- モニタリングデータについては、オフサイトセンター内で情報共有するとともに、逐一ERCにFAXで送付。

※モニタリングは、現場の計測と、室内における試料の分析と合わせて行うので、屋内の作業は大変時間と労力が伴う。1検体を計測試料にできるまでの時間は含水率、質量に関係するので一律ではない。

以下に、福島県原子力広報協会のアトムニュースに掲載していた放射能測定の様子を再度示すので、ご覧いただきたい。

アトムふくしま別冊
シリーズその18
● 保存版 ●

ウランちゃんの 原子力の基礎知識

福島県と
原子力発電所立地町等の
安全確保対策

- 福島県に原子炉はいくつあるの？
- 原子力発電所周辺の安全確保対策について県と発電所立地町等はどう関わっているの？
- 「安全協定」はどんな内容なの？
- 原子力発電所周辺で放射能を測定しているの？



発行／財団法人福島県原子力広報協会

〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地
福島県原子力センター内
財団法人 福島県原子力広報協会
TEL 0240(32)3734 FAX 0240(32)3440
<http://www.atom-fukushima.or.jp>
監修 福島県

(財)福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・南相馬市・田村市・いわき市の11市町村で構成されています。

福島県原子力センターのご案内

展示室開館時間 9:00～16:00
開館日 月曜日～金曜日
〔年末年始(12月29日～1月3日)及び祝日は除きます。〕
<http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp>



平成22年3月発行



この印刷物は、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

※ 「平成22年3月発行」に注目していただきたい。

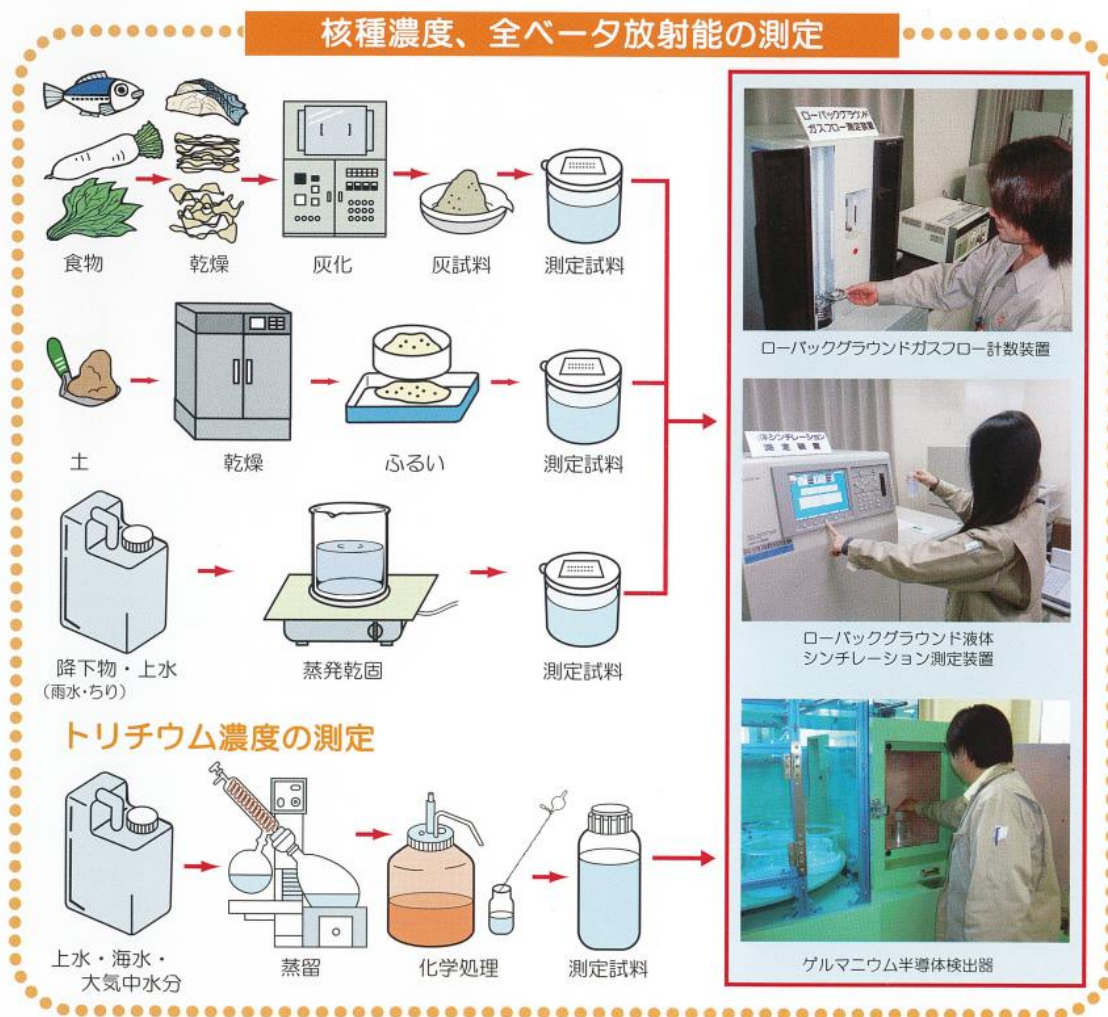
環境試料採取による環境放射能監視

福島県では、環境放射能モニタリングにおいて、環境試料に含まれる放射能を測定していますが、これは、発電所周辺地域の広い範囲にわたって土、上水、海水、海底の土、農畜産物、水産物などを採取するところから始まります。採取した環境試料に含まれる放射能は極めて少ないため、試料に応じて蒸発凝固や灰化などの濃縮処理を行い、さまざまな機器を使って測定します。

まず、環境試料に含まれる人工放射性物質を測定するために、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、測定試料から放出されるガンマ線を計測します。

また、環境試料の放射能レベルの比較や変動を把握するために、ローバックグラウンドガスフロー計数装置を使用し全ベータ放射能を測定します。ゲルマニウム半導体検出器と異なり、人工放射性物質の分析はできませんが、比較的少量の環境試料でも迅速に測定することができます。

さらに、海水、上水に含まれるトリチウムという放射性物質を測定するために、液体シンチレーション測定装置を使用し、測定試料から放出されるベータ線を計測しています。



ということが、放射性試料の扱いと、計測の基本であるので、本件事故の場合は、政府災害対策本部が公表しているデータは、インチキで使いものにならない。

なぜ、インチキかという、本件事故後に福島県農業総合センターを訪ねて、農業生産品目の残留放射能検査のやり方を聞いたことがある。その時対応した部長によれば、1日150検体の測定を行っていると話したので、それは、毎日ですかと聞いたら、そうですと答えた。ここでは前処理、乾燥、粉碎そして検査に必要な時間がないですねと聞いたら、その処理はしていません。生のままで測っていますと答えた。上記のプロセスには、生のまま計測するプロセスは無いので、インチキであることを部長に告げた。部長の経歴を聞いてみると、経験はありませんと正直に答えたので、忠告をした経緯がある。

モニタリングチームは、これを知っているはずだが、上記のプロセスを行ったとは聞いていないので、おそらく、彼らのデータは子供だましのインチキだろう。

カ 住民避難支援

- 住民安全班は、3月11日22:40から避難状況の把握に努め、3月12日の12:30、14:30、16:30、3月13日の13:00、17:00、3月14日の12:00にERCに報告。
- 災害時要援護者については、3月13日以降は住民安全班の調整の下、警察・自衛隊が避難誘導・避難状況の把握を実施。

※住民避難班のウソを記載している。原告は、12日14時過ぎまで、双葉町役場庁舎内にいたが、住民安全班と接触した覚えはない。したがって、この報告を事実ということはできない。

<施設・設備>

- オフサイトセンターの建物の換気設備に空気浄化フィルターが設置されていなかったため、時間とともに内部の放射線量が上昇し、オフサイトセンター内で100 $\mu\text{Sv/h}$ に設定してあったアラームが断続的に鳴るような状況になりながらも、防護マスクを装着して業務等を行わなければならなかった。
- 非常用電源も地震により機能しなかったためオフサイトセンターが停電状態となり、PC、FAX等のOA機器が使用できない状態であった（3月11日15:23から3月12日の午前1時過ぎまで）。
- 一斉招集連絡システムで関係機関の参集をすることとなっていたが、停電で一斉招集連絡ができなかった。
- 現地対策本部要員用の仮眠室やベッドなどもなかった。（仮眠を取るところがない）
- 生活必需品の不足や放射線量の上昇に伴い、オフサイトセンターの福島市への移転を余儀なくされた。
- 代替オフサイトセンターは、南相馬合同庁舎が予定されていたが、既に地震・津波による災害対応に使用され、さらに放射線量も上昇しつつあることから使用しなかった。

※上記には7か所に、「されていなかった、行わなければならなかった、機能しなかった、使用できない状態であった、できなかった、余儀なくされた、使用しなかった」と記されているので、点数を付ければ0点である。これだけ、施設・設備に不備があるのは、オフサイトセンターの維持管理を担う責任者の不作為を乗り越えて、仕事をしていなかったという任務懈怠を示している。この担当者を、本件事故の対応を妨げた責任の追及しなければならない。

<電源関係>

- 地震発生により、外部電源が途絶。
- 非常用ディーゼル発電機も燃料タンクからの燃料をくみ上げるポンプが地震の影響で故障（修理が完了する3月12日の午前1時過ぎまで停電）。
- 運営支援班要員が非常用ディーゼル発電機の修理に当たっているものの修理できず、保守会社にも連絡がつかなかった。

※原告は、ボイラー等のメンテナンスを生業としていた。燃料ポンプの分解点検整備をしていたので、この時、知らされていれば、数時間もかからずに直せた。本来、燃料ポンプ本体は防振装備がついており、耐震性は保たれていたはずで、配管は地震で壊れないように防振接手を使い機器とつながっているため、振動を与えることも、与えられることもない。ここの建物は古くないので、消防の検査をクリアしていたと思うので、地震で燃料ポンプが故障するこ

とは考えられない。停電の原因としたい、ほかの理由があったのではないだろうかという疑問がある。

46 / 47頁



<通信関係>

- オフサイトセンターでは、地震により大半の通信回線が使用できなくなり、ERCや地方自治体との連絡が困難になった。
- イーサネット専用回線は、余震により通信事業者の回線が切断され不通となり、この回線による電話・FAX、ERSS、SPEEDI、テレビ会議システムは使用できなくなった。
- 県及び関係町の衛星電話は地震前から故障であり、県には衛星電話を貸与していたものの町には処置できていなかった。
- 災害時優先電話は電話局側の電源が切れた3月12日の昼頃以降は全くつながらなくなった。
- 地震発生時に福島第一原子力発電所内の緊急対策室から検査官が携帯している防災携帯電話で保安院に報告しようとしたがつながらなかった。
- オフサイトセンター内の東電専用のTV会議システムは発電所と東電本店とは接続されていたが、ERCとは接続されていなかった。
- 3月12日午前3時過ぎの時点で一般の災害時優先電話は通信可能ではあったものの、つながりにくい状態であった。
- 衛星電話（ミニM）はつながりにくくあまり使用できなかった。また携帯の衛星電話のアンテナは上空を見渡せることのできる東側の窓近くに設置しなければならないものの適切な場所が少なく、医療班は1階にも設置せざるを得なかった。

※これだけ、できない理由を挙げる施設は珍しい。こんなにできないことがあったのは事件である。これでは原発の検査をする力量、能力がないことを意味し、保安検査官自身が検査を受けなければならなかった。

本件原発事故を惹起させた主因は、地震・津波ではなく、発電所の監視・監理を確実に実施する能力が、原子力安全・保安院等の規制側になかったために起こさせてしまったものと判断する。

上記を見ただけでも、ウソをつく理由があると思う。これが、国の検査機関の正体なので、原子力発電所の検査を正確に行うことはできない。したがって、本件事故を招いたと考えれば、経済産業省が総理府に行って、ウソの事故始末を行ったと判断しても事故後のウソの筋が通る。

この記述は、規制主務の命題の原子力発電所の安全を担う、能力の欠如を自ら表明している。

ここで、本件事故は人災であることが証明された。

イ 情報収集・連絡

- 福島県から福島第一原子力発電所半径2km以内の避難指示が大熊町と双葉町に対して出されたが、現地対策本部は連絡を受け取れていなかった。
- 3月12日午前5:44の総理による福島第一原子力発電所の半径10kmの避難指示はオフサイトセンターに事前の連絡はなくTVで知った。
- 発電所側でもデータの収集が困難であったため、プラント班では、当初FAX等で限られたプラントデータしか得られなかった。
- オフサイトセンターとERCの連絡手段は伝送容量の小さい衛星回線しかなかったため、意思疎通が十分ではなかった。

※これも国の不手際だ。情状の酌量もないとはこのことをいう。これで、被告国により、原告には、「本件事故の不始末の後始末をさせられる理由がない」ことが分かる。

ウ モニタリング

- モニタリングカーによる活動自体も地震で道路状況が悪化し、パンクや地割れ箇所の影響、燃料の不足等により初期の活動が思うように進まなかった。
- モニタリングデータについては衛星FAXを用いて送付したが、回線が脆弱なため、着信確認してはいたものの確実に届いているかどうかは不明であり、ERC等との情報共有は困難であった。

※もうここまでくれば、原発の事故は、被告国のごまかしの不作為によって発生したと断定してもよい。

エ 住民避難

- 避難の範囲が20kmになった時に、EPZである10kmを超えており地図もなく住民情報や避難所に関する情報もなかった。
- 住民からの問い合わせ対応も通信不全のためできなかった。
- 避難区域が拡大されたことにより、10km以遠の地図がなく、その地域の居住者数が把握できていなかったため、避難に関する調整は極めて困難であった。

※避難の範囲が20kmにしたところで、放射性物質の放出が続く限り、空

中の拡散と対流が起こり、第一原子力発電所のプルームの広がり、すでに地球を周回している。このために、放射性物質の放出に伴う被ばく被害は低く見ても東日本全体に拡散されている。隠しきれない現実を工作しても無駄だ。

オ. スクリーニング

○スクリーニングのための放射線管理要員の派遣調整についてもスクリーニングポイントがEPZ (10 km) 圏外で、あらかじめスクリーニングポイントが設定されていなかったことから調整できなかった。

※こんなめっちゃくちゃな考えはない。放射性物質の放出に定義、定則は存在していない。上記の記述は、やらなかったことを言い訳する、無理なこじつけである。10km圏内にスクリーニングポイントがあったと聞いたことはなかった。そもそも、放射能は「冷やす」そして「閉じ込める」ので、スクリーニングポイントは存在しないことに、被告らは決めていたし、発電所周辺監視区域外には放射能を1ミリシーベルト以上は放出しないことに決まっていたからスクリーニングポイントは必要なかった。

49頁

カ 被ばく医療

○避難区域の拡大に伴い、OFC 近傍の医療従事者がいなくなり、その代行業務を医療班が実施しなければならなくなり、被ばくを受けた者の適切な救急搬送の検討ができない事例があった。

※この話はおかしい。避難区域内で医療活動そのものをするできないは当然である。できない理由にすることは、つじつまが合わない話である。

本書19頁参照、放射性物質のモニタリングの第1段階の知識と経験がない者たちの言いわけで、本件事故後の対応の責任を収めることはできない。

キ 広報

○オフサイトセンターが避難区域に含まれたため、プレスが来訪せず、プレス発表の機会もなかった。

※広報をしたという報告を原告は、受けていなかった。

ク その他

- 3月11日21:23に福島第一原子力発電所半径3km以内の避難、10km以内の屋内退避に係る原災本部長指示が出されたが、現地対策本部では関係各機関の職員が参集できていないため、合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等をまとめるまでに至らなかった。
- 原災本部長から現地対策本部長への権限の一部委任は手続き的に行われていなかった。
- 原災本部主導で避難・屋内退避の指示が出されたため、オフサイトセンターでは屋内退避/避難勧告案作成に関する活動は実施しなかった。放射線班では屋内退避/
避難勧告案作成に関する活動は行われなかった。
- 通信不全により外部との連絡に困難をきたしたため、飲食物摂取制限勧告の検討は
オフサイトセンターではできなかった。
- 住民安全班からの市町村への連絡において現地対策本部を名乗らなかったために
県からの連絡調整と誤解されたおそれがある。
- 交通規制等の調整、緊急輸送の整備、飲食物摂取制限の調整、物資調達、供給活動
の調整に関しては大熊町のオフサイトセンターではできなかった。

※上記には、「至らなかった、行われていなかった、行われなかった、できなかった、おそれがある、できなかった」を列記してあるが、これは全て政府災害対策本部の過誤過失であって、原災法の主旨に反し、現場から遠い東京で、現場で何が起きているのかを認識することなく、しかも、原子力発電所の構造、機能を知らない素人政治家らが、発電所周辺自治体を排除して、事故対応を主導したために起きた人災である。

このことは、原子力災害対策マニュアル、防災訓練の実績等を官邸の政治家が排除したために、原子力発電所の事故と政府の事故対応の虚偽による被害を加算しなければならない要因を示している。

いわゆる、実態に合わない「中間指針」に「虚偽・誤導・排除・不利益情報の不告知・被曝実態の隠ぺい工作・責任転嫁、我慢の時間等」を加算しなければならないということである。

8 おわりに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災した福島第一原子力発電所の事故により、オフサイトセンターに現地対策本部が設置された。しかしながら、通信回線の切断による意思疎通手段の崩壊、物流の停滞による食料・燃料の不足、周辺放射線量の上昇に伴う被ばく増大の危険性等、様々な障害のために本来の現地対策本部としての活動は大幅な制約を受けることになった。

今回のオフサイトセンターにおける初動時の現地対策本部の活動状況の調査の結果から、3月11日から15日まで、オフサイトセンターに参集した国、地方公共団体、事業者の要員の個々の活動、相互の連携等について、その実態をある程度把握することができた。上記の過酷な状況の中、参集した要員は十分な食事も取れぬまま不眠不休の活動を行い、次々に起こる想定外の難題に対して、限られた通信手段を用いてできる限りの対応を行ったと考えられる。

一方、現地対策本部での各機能班の活動及び、オフサイトセンターの設置場所、資機材の機能等について課題点が浮かび上がっており、今後はこれらについて更に検討し、防護対策の考え方及び原子力災害対策マニュアル等の改訂に反映していくことが重要と考えられる。

※ここには、終われない問題が潜んでいる。先ず、被告東電が地元で約束していた、何があっても運転を「止める」、原子炉を「冷やす」、放射能を「閉じ込める」ので、町長、大丈夫ですよと被告東電が語ったことに対し、被告東電から、この件に対し未だに釈明がない。津波問題は、東電設計から15.7mの津波予測の報告を、町と結んでいた「安全確保協定」に基づけば、当然報告される事案であったにもかかわらず、未だに報告と説明がない。「しかしながら、通信回線の切断～」とは、如何なものかの説明があるのは当然だろう。通信回線の切断となれば、業者による修理記録があるはずなので、この記録と請求書等の証拠の釈明を求める。

「3月11日から15日まで、オフサイトセンターに参集した地方公共団体の福島県」は、県が現地災害対策本部会議を開催していないと、原告に情報開示しているのは、発電所周辺6町がオフサイトセンターに参集していなかったもので、会議そのものが成立していないことの裏付けである。

したがって、本件事故の正式な対応は未だ始まっていない。とすると、今日まで原告ら発電所周辺6町を排除してきた全ての行為は、原災法並びに原子力災害対策マニュアル上、違法で、原告らが参席して事故情報を共有する権利の

妨害を行ったという、前代未聞の蛮行は無効であることを主張しておく。

第3 被告国の丙ハ第186号証の2に反論する

丙ハ第186号証の2

別紙→1

避難及び広報状況（住民安全班集計資料）

- (1) 平成23年3月12日12:30現在
- (2) 平成23年3月12日14:30現在
- (3) 平成23年3月12日16:30現在
- (4) 平成23年3月13日13:00現在
- (5) 平成23年3月13日17:00現在
- (6) 平成23年3月14日12:00現在

◆避難及び広報状況(1)

平成23年3月12日 12:30現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難(10km圏)	富岡町	15,786人	川内村役場	バス等	16,000人、少しずつ進んではいるが、渋滞等で目途が立たず 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏)	大熊町	11,186人	都路中学校	バス 自衛隊等	4,000人のうち7/8程度避難、残500人、 終了時間は未定 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏)	双葉町	6,936人	川俣小学校	バス等	2,000人のうち8割程度避難、残400人 終了時間は未定 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏)	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小中学校 苅野公民館 苅野多目的研修センター 苅野集会所、室原公民館	バス等	17,000人、ほぼ終了しているが、残っている人の把握に努めている 広報は、防災行政無線等
避難(3km圏)	楢葉町	7,851人	草野中学校 平第6小学校	バス等	7,800人のうち8~9割、終了時間は未定 広報は、防災行政無線等
屋内退避	広野町	5,387人			広報は、防災行政無線等

※上記、双葉町について、「2,000人のうち8割程度避難、残400人終了時間は未定」とあるが、人数と記載内容は双葉町の発表ではない。住民避難班の誰がこのようなウソを語ったのか、責任追及しなければならない。原告(双葉町災害対策本部長)は、双葉町役場にいたが、この報告に関与していない。虚偽記載の責任を追及しなければならないのである。避難手段はそれぞれの自家用車を使っているのに、バス等とは虚偽記載のでたらめを記している。

この内容を正当化するには、記載者の所属と名前が明記されなければならない。

◆避難及び広報状況(2)

平成23年3月12日 14:30現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難(10km圏) 1F・2F	富岡町	15,786人	川内村役場	バス等	16,000人程度のうち、残350人であるが、残りは病院・特養等の要介護者及び職員であり、避難はほぼ終了(今村病院130人、特養館山荘120人、養老95人等) 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏) 1F	大熊町	11,186人	都路中学校 常葉中学校	バス 自衛隊等	4,000人程度のうち、残500人、終了時間は未定 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏) 1F	双葉町	6,936人	川俣小学校	バス等	2,000人程度のうち、残200人であるが、残りは病院・特養の要介護者及び職員であり、避難はほぼ終了(双葉厚生病院90人、特養せんだん100人等) 広報は、防災行政無線等
避難(10km圏) 1F	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小中学校 苺野公民館 苺野多目的研修センター 苺野集会所、室原公民館	バス等	17,000人程度、避難はほぼ終了しているが、残っている人の把握に努めている。 広報は、防災行政無線等
避難(3km圏) 2F	楢葉町	7,851人	草野中学校 平第6小学校	バス等	7,800人のうち、ほぼ終了しているが、残っている人の把握に努めている。なお、避難拒否者あり。 広報は、防災行政無線等
屋内退避 2F	広野町	5,387人			広報は、防災行政無線等

※上記について、「避難はほぼ終了」はウソである。又、2,000人の根拠が不明であり、双葉町災害対策本部では、2,000人ということは一切語っておらず、ここに記されている内容を町として誰かに語ったこともない。この時、この場所に原告はいたので真実を語るができる。事実は、双葉厚生病院、ヘルスケアふたば、特養せんだんは、要介護者を避難車両に乗せるために大混乱の最中だった。又、避難の広報は行っていない。この記述は、人数と言い、時間と言い、内容もすべて虚偽である。虚偽公文書偽造同行使に当たる。更に、役場職員に最終退避命令を本部長として発出したので、防災行政無線の広報は行っていない。策文を記載している文書偽造である。

この内容には虚偽記載があるので、証拠にはならないし、記載責任を問えないものを使っている被告国第28準備書面には信用性が全くない。

◆避難及び広報状況（3）

平成23年3月12日 16:30現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難(10km圏) 1F・2F	富岡町	15,786人	川内村役場	バス等	16,000人程度のうち、残350人であるが、残りは病院・特養等の要援護者及び職員である。今村病院130人のうち100名は川内村保健センターへ搬送、特養館山荘120人、養老東風112人については搬送先を検討中。広報は、防災行政無線等を通じて、原則として消防団による全戸訪問を実施。なお、消防団員からは避難拒否の話もあった。
避難(10km圏) 1F	大熊町	11,186人	都路中学校 常業中学校	バス 自衛隊等	4,000人程度のうち、残500人の搬送が不明。しかし、役場職員も全員避難したことから、避難完了か（確認はできず）。広報は、防災行政無線等を通じて、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難(10km圏) 1F	双葉町	6,936人	川俣小学校	バス等	2,000人程度のうち、残200人であるが、残りは病院・特養の要援護者及び職員である。双葉厚生病院100人、特養せんだん70人については川俣町への搬送を自衛隊に要請。広報は、防災行政無線等
避難(10km圏) 1F	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小中学校 苅野公民館 苅野多目的研修センター 苅野集会所、室原公民館	バス等	17,000人程度について、避難はほぼ終了しているが、残っている人の把握に努めている。広報は、防災行政無線等
避難(3km圏) 2F	楢葉町	7,851人	草野中学校 平第6小学校	バス等	7,800人程度について、避難はほぼ終了している。なお、避難拒否者が5名程度あったが、全員3km圏外である。広報は、防災行政無線等の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
屋内退避 2F	広野町	5,387人			広報は、防災行政無線や広報車等

※上記、避難及び広報状況（2）と（3）を比べると、（2）では、「双葉厚生病院が90人、せんだんが100人で、避難はほぼ終了」となっているのに、（3）では、「双葉厚生病院100人、せんだんが70人を川俣町への搬送を自衛隊に要請」と記載されている。これは一体何を言いたいのか、この虚偽記載は原告には理解できない。この時間には、役場内には誰もいないので、防災行政無線で避難を呼びかけることはできない。

◆避難及び広報状況(4)

平成23年3月13日 13:00現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難(20km圏) 1F・2F	富岡町	15,786人	川内村役場 二本松市男女共生センター	バス等	16,000人程度のうち、残は今村病院の52人であり、自衛隊ヘリで二本松市男女共生センターへ搬送する予定。 広報は、防災行政無線等の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。 なお、消防団員からは避難拒否の話もあったが詳細は不明。
避難(20km圏) 1F・2F	大熊町	11,186人	都路中学校 常葉中学校 田村市総合体育館	バス 自衛隊等	4,000人程度のうち、残は老健ドーヴィル双葉100人及び双葉病院81人であり、自衛隊バスで搬送予定。 広報は、防災行政無線等の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難(20km圏) 1F	双葉町	6,936人	川俣小学校 二本松市男女共生センター	バス等	2,000人程度のうち、残は双葉厚生病院の62人であり、自衛隊ヘリで二本松市男女共生センターへ搬送中。 広報は、防災行政無線等
避難(20km圏) 1F	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小中学校 菊野公民館 菊野多目的研修センター 菊野集会所、室原公民館	バス等	17,000人程度について、避難はほぼ終了している。 広報は、防災行政無線等
避難(20km圏) 1F・2F	楡葉町	7,851人	草野中学校 平第6小学校 いわき中央大南中学校	バス等	7,800人程度について、避難はほぼ終了している。なお、避難拒否者が5名程度確認されているが、現在は不明。 広報は、防災行政無線等の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難(10km圏) 2F	広野町	5,387人	平田村公民館 磐城高等専門学校	バス等	避難対象は、5区818人も町内全域避難予定。270人中15人避難済み。 広報は、防災行政無線や広報車等

※上記について、12日中に避難ができなくて、13日になった人は、双葉厚生病院患者とせんだんの入所者たちだった。避難が遅れた原因は、ヘリコプターを病院・施設の避難に利用すると、大勢の要介護者を避難させることは、困難であることを学ばなければならない。

しかし、ここでも、防災行政無線を使って広報をしていると、虚偽記載をしているが、事実ではないので証拠とはならない。

◆避難及び広報状況(5)

NO. 1
平成23年3月13日 17:00現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難(10km圏) 2F	広野町	5,387人	平田村公民館 磐城高等専門学校	バス等	・避難対象者は、5つの地区の800人程度であるが町内全域の避難予定。避難対象者は概ね避難を終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車等
避難 1F(20km圏) 2F(10km圏)	楡葉町	7,851人	草野中学校 平第六小学校 いわき中央台南中学校	バス等	・避難は、ほぼ終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1F(20km圏) 2F(10km圏)	富岡町	15,786人	川内村役場 二本松市男女共生センター	バス 自衛隊等	・病院の寝た切り患者等50名程度について、自衛隊ヘリで二本松市へ搬送している。 ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1F(20km圏) 2F(10km圏)	大熊町	11,186人	都路中学校 常葉中学校 田村市総合体育館	バス 自衛隊等	・福祉施設及び病院の寝た切り患者等、180名程度について、自衛隊バスで搬送を予定。 ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1F(20km圏)	双葉町	6,936人	川俣小学校 二本松市男女共生センター	バス 自衛隊等	・避難は、ほぼ終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車等により実施。
避難 1F(20km圏)	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小学校 苅野公民館 苅野多目的研修センター 苅野集会所 苅室原公民館	バス等	・10km圏内の避難はほぼ終了している。 ・10km圏内～20km圏内の福祉施設等の避難者400名程度について、避難を予定。 ・広報は、防災行政無線や広報車等により実施。

※人口は、平成21年6月1日現在

※上記について、避難はほぼ完了していることは認めるが、役場の防災行政無線は担当責任者を決めていたので、許可がなければ使うことはできない。しかも、だれもいない役場から防災行政無線で避難を呼びかけることも、広報車を運転する者も、スピーカーも同乗していなので広報することはできないことを、この資料を作った者は知らないで、作文していたようだ。

この文書が公文であれば、証拠のない虚偽であり、虚偽公文書作成・同行使であるので、これを証拠として提出した被告国には、原告に対峙することができない。

◆避難及び広報状況(6)

NO. 1
平成23年3月14日 12:00現在

避難等の内容	町名	人口	避難先	避難手段	避難状況・広報状況
避難 2 F (10km 圏)	広野町	5,387人	平田村公民館 石川町中央公民館 磐城高等専門学校	バス等	・避難対象者は、5つの地区の800人程度であるが町内全域の避難を予定。避難対象者は、ほぼ避難を終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車等により実施。
避難 1 F (20km 圏) 2 F (10km 圏)	楡葉町	7,851人	草野中学校 平第六小学校 いわき中央台南中学校	バス等	・避難は、ほぼ終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1 F (20km 圏) 2 F (10km 圏)	富岡町	15,786人	川内村役場 郡山高等学校	バス 自衛隊等	・避難は、ほぼ終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1 F (20km 圏) 2 F (10km 圏)	大熊町	H, 186人	都路中学校 常葉中学校 田村市総合体育館 いわき光洋高等学校	バス 自衛隊等	・双葉病院の寝た切り患者等81名について、自衛隊バスで搬送を行っている。(33名搬送済み) ・広報は、防災行政無線や広報車の他、原則として消防団による全戸訪問を実施。
避難 1 F (20km 圏)	双葉町	6,936人	川俣小学校 二本松男女共生センター	バス 自衛隊等	・避難は、ほぼ終了している。 ・広報は、防災行政無線や広報車等により実施。
避難 1 F (20km 圏)	浪江町	20,695人	津島活性化センター 津島支所 津島小中学校 太陽の国 柳原甲子小平自然の家 いわき光洋高等学校	バス 自衛隊等	・10km圏内の避難はほぼ終了している。 ・10km～20km圏内の特別養護老人ホームオンフル双葉279名及び浪江西病院の患者等75名について、自衛隊バスで避難を行うこととしている。 ・広報は、防災行政無線や広報車等により実施。

※人口は、平成21年6月1日現在

※3月14日午前11時01分に3号機が爆発したのに、「広報は、防災行政無線や広報車等により実施」と虚偽記載することは、発電所周辺自治体の職員は絶対書かない。したがって、こんないい加減なことを書けるのは、虚偽の合同対策協議会をウソと偽りで、悪用している東京人の組織であると判断している。

上記のようなウソを繕うために、合同対策協議会を空洞化したと、原告は判断している。原告が合同対策協議会に参席していたら、このようなウソを証拠とすることはできなかったと思うと、勢い、本件事故の悪質さ、犯罪性が表面化してくる。

小 括

1 原告は双葉町災害対策本部長の権限を誰にも委任していない

「民法643条、委任は、当事者の一方が**法律行為**をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」「民法644条、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」

双葉町災害対策本部長は、本件事故に際し、「何人にも」本部長の権限を委任していない。

本件事故では、防災基本計画（抄）第10編、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル、放射線障害防止法、双葉町地域防災計画、双葉町原子力災害対策計画等の全ての権限を、他人に委任をしていなかったのも、何人もこれを超えて指示・強制する行為は無効である。

2 憲法第十七条・第十八条

憲法第十七条に定められている、「何人も、**公務員の不法行為**により、損害を受けた時は、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」とされているので、原告が損害賠償請求することは可能である。

憲法第十八条に定められている、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、**その意に反する苦役に服させられない。**」とは、読んで字のごとくである。「その意に反する」というのは、本件事故に際して、**起きた事件は原告の同意を得ることなく、合同対策協議会から排除し、事故情報の共有を阻み、その結果、情報を閉ざされなければ避けることが出来た、「被ばく被害」を回避する意思をへし折られたことをいう。**

ここに、憲法第十八条を持ち出したのは、政府災害対策本部が法の解釈を勝手に変えて、無法化して本件事故対応を行ってきたことに対し、原告が「**その意に反する苦役**」に、我慢の限界を大きく超えている現状を説明するためである。

又、被告国の第28にも、本件事故の原因者であることを滅却して、恰も、原

告に非があったような印象操作が数多くみられることに対して、猛省を促す意味を示すためである。

原告は、原告の第 34 準備書面「受けた損害論 (2) 詐欺事件の全容《違背》」に詳述しているように、被告国は、自身の侵した虚偽・偽装・隠ぺいを駆使した欺罔、奸詐について、原告に対し非を認め、損害賠償請求に応じるべきである。

III ま と め

第 1 被告国第 28 準備書面

「第 1 はじめに」『被告国第 28 5 頁』について。

誤りについては、**原告第 35 準備書面「《違背》**」において詳述する通りである。

「第 2 福島第一原子力発電所事故直後に現地対策本部が原子力災害合同対策協議会の開催を怠っていたことを違法行為とする原告の主張に理由がないこと」について、被告国は本件事故の対応に際し、国民の前面に立って規制義務の行使をした姿を見せることなく、被害者で債権者を原子力災害対策マニュアルに記されている立場から排除して、有無を言わず、勝手に法を変え、指示を繰り返して、苦役を与えていることが、主な理由である。

(1 原告の主張) 『6 頁』には、原子力災害対策マニュアルに従えば、多くの理由があるので主張している。

「2 被告国の反論」『7 頁』では、**原告陳述書 (原告の主張 国の責任の核心を紐解く「甲ハ 172 号証」)** に詳述してある通りである。被ばくについては、被告国は原告と同じ現場にいないので、事実を語る原告に対し反論する内容は、被告が想像した作文に過ぎない。

「参集が可能であった関係者により」『8 頁』とあるが、双葉町には参集の合図が伝達されなかったことが記されているので、被告国の反論は失当である。

注釈：5. 福島県原子力災害対策センター

(1) 原子力災害時の活動拠点として原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、

事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援など様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策に関係する国、県、**市町村**、原子力事業者、防災 関係機関及び専門家などが一体となって対応する必要がある。 そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「**緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）**」である。 福島県原子力災害対策センターは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「**緊急事態応急対策拠点施設**」として使用することを目的として、福島県と国が協力して整備したものであり、平成 14 年 3 月 29 日に原子力災害対策特別措置法に基づく指 定を受けている。 ※福島県が土地・建物及び付帯設備を、国が通信設備・情報機器を整備 した。

(2) 緊急事態応急対策拠点施設としての機能 福島県原子力災害対策センター には、**万一の際の初期動作を迅速に行うため、国の原子力防災専門官が常駐して いる。**さらに、緊急時には、国と県の現地対策本部が設置され、**関係町**、警察、 消防、東京電力(株)、防災関係機関及び専門家とともに、「**原子力災害合同対策協 議会**」を組織し、関係者の**情報共有、避難等の最重要事項の調整、相互協力のた めの調整などを行うこと**としている。

下記は、福島県が発行していた「福島県原子力災害対策センター」の 9 頁記載

一斉招集連絡システム (原子力防災専門官室)

原災法第10条通報があった場合、初動期に必要な情報の共有を図るため原子力防災専門官が開催する「現地事故対策連絡会議」の構成員への招集連絡を一斉に行うシステムです。

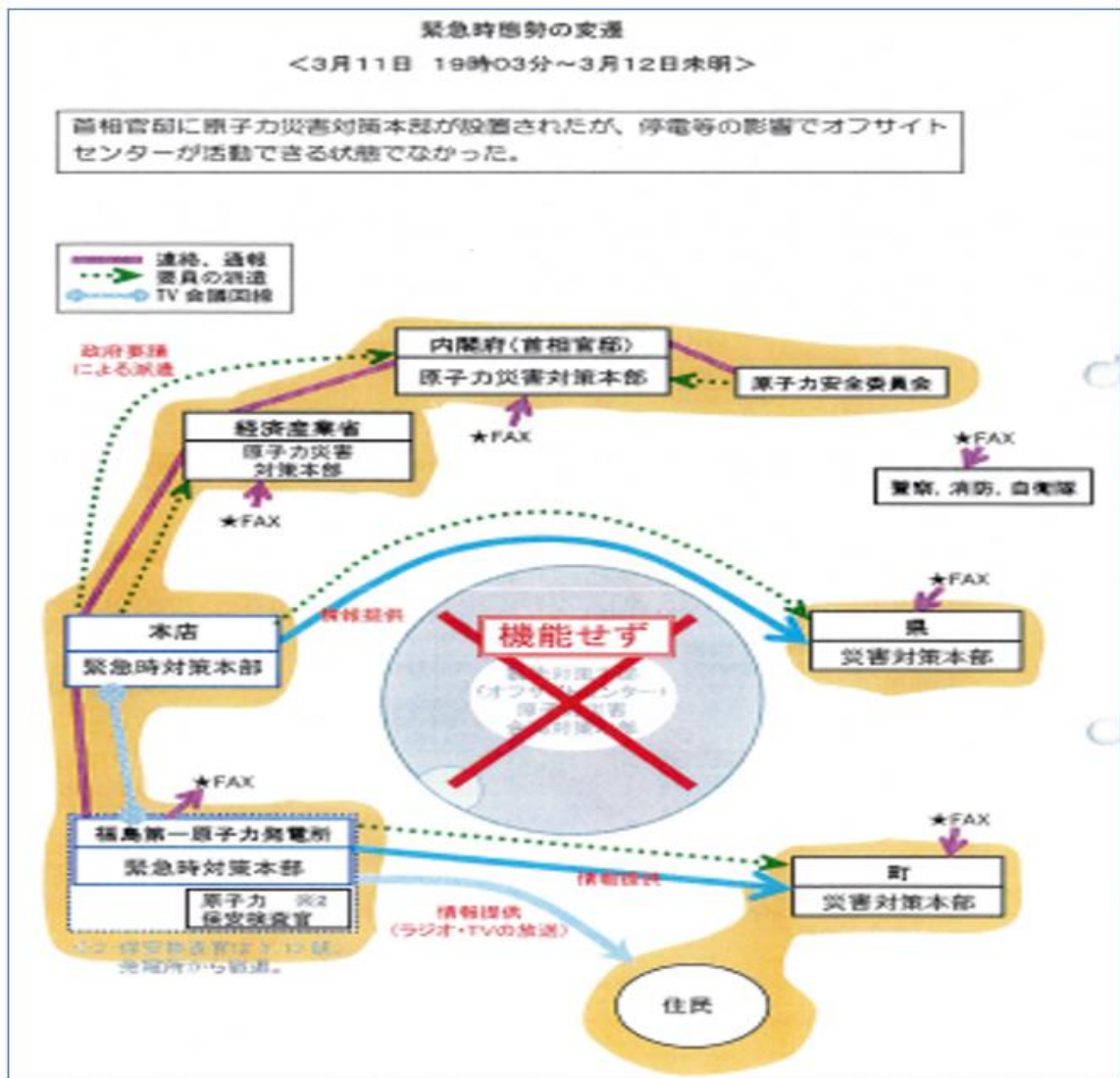


※原子力防災専門官は、停電する前にこの装置を作動して、参集要員に参集の呼びかけができた。しかし、**双葉町災害対策本部**には参集のシグナルは来なかった。

大熊町に確認したところ、近いのでとりあえず職員をオフサイトセンターへ行かせたという話を聞いているので、参集のシグナルで行かせたとは聞いていない。**双葉町災害対策本部**だけが通信障害があり、参集のシグナルが届かなかったならば、他の4町は参集していたはずだ。**双葉町**は被告が言うように混乱をしていたが、喧騒状態ではなかったもので、参集の合図があれば、オフサイトセンターへ行くことは可能だった。

同上、下記図は、被告東電が示したもの。本件事故発生以来、**双葉町**の災害対策本部は事故対応から排除されたままなのに、被告国は合同対策協議会を開催していると語っているが、原災法違反の状態では如何なる会議も、成立していないこ

とをここで証言する。



※このような偽装工作は原告にはできない。この偽装を行ったのは被告国なので、本件事故における原告を騙し、その**悪意の損害**は、単年度では、月額50万円とし、事故の完全収束まで見込むが、**初期、中期、精算**と考え、初期を10年間、中期を50年間、完全収束は見込めないので精算は未定として、初期6,000万円を国家賠償事案と計算し請求する権利を主張する。尚、中期及び精算は未達なので後継者に請求権を相続することになっている。

「(2) 関係法令等の定め等」〔8頁〕について、JCO 臨界事故後の混乱を反

省して作られた法律の主旨から言えば、原災法第 23 条は必置であったことは多言を要しない。この場には、国（規制担当省庁）、都道府県、立地自治体、事業者及び関係公共機関等が一堂に会することになっている。第 23 条の本旨は、事故の影響をいちばん強く受ける発電所周辺 6 町の住民を放射能被害から保護するためである。しかるに、菅直人総理大臣・政府原子力災害対策本部長とは、合同対策協議会を介して住民避難について、原告と適時、適切に情報の共有と交換を行ったことが一度もないことは、関係法令をないがしろにしていたからである。

『10 頁』中段の、「周辺 6 町（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の職員のうち、大熊町の職員が参集した。他方、残りの 5 町は、本件地震及び本件津波による被害や、同月 11 日午後 9 時 23 分に発出された前記避難指示の実施等に対応するため、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況になかった」と、事実と全く違うウソを被告国はここで語っている。参集の合図を待っていた発電所周辺 6 町の責任ではなく、規制側（原子力防災専門官）に、参集の呼びかけを行わなかったという責任があることをごまかして、上記のような極めて悪質な被告国のウソに警告を発する。

以下は、双葉町原子力災害対策計画「第 3 原子力災害応急対策計画（28 頁）」に記載されている合同対策協議会で決める事柄を示すもの。

	緊急事態対応方針決定会議	全 体 会 議
決 定 事 項	①屋内退避・避難の決定及び解除 ②ヨウ素剤服用の指示の決定 ③飲食物摂取制限の決定及び解除 ④事故収束のためにとるべき措置 ⑤緊急事態解除宣言を出すべきとの具申 ⑥その他現地対策本部長が必要と認めた事項	①緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡 ②緊急事態対応方針の確認 ③緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ④放射線モニタリング状況及び予測の報告 ⑤プラント状況及び予測の報告 ⑥プレス広報内容の確認 ⑦町民広報内容の確認 ⑧県・町等からの要望の取りまとめ ⑨その他現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告

※ここには、被告国第 28 準備書面に記されている不当な、「開催できない特別な言い訳」については記載されておらず、例外なく必置されるものとされて、過去の防災訓練では実行されてきていた。

上記の全体会議では、①～の調整事項の連絡、②緊急事態対応方針の確認、③情報の共有、④モニタリング状況、予測の報告、⑤プラントの状況と予測の報告、⑥広報内容の確認、⑦町民広報内容の確認、⑧県、町等からの要望の取りまとめ、⑨その他必要な事項の協議、報告となっていたこと、全部をやらなかったことは、約束違反であり、①から⑨までの共有を妨げて、発電所周辺自治体を災害関係法の順守を妨害して、住民の生命、身体及び財産を保護する義務を妨害したのである。これは、犯罪である。

【同頁】後段の「イ その後、同月 12 日午前 5 時 44 分に至って、」について、時間の浪費は許せる事ではない。「平成 22 年度 浜岡原子力発電所の原子力総合防災訓練において、菅直人総理大臣は官邸地下の危機管理センターにおいて、関係閣僚、政府職員及び公共機関らが出席していた所で、菅直人総理大臣は緊急事態宣言を発出し、時間を置かず 10 km以内の住民に避難指示を出していた事実がある。」この実績に蓋をして、事実を捻じ曲げている。本件事故においては、11 日午後 7 時 03 分に緊急事態宣言を発出したので、同時に 10 km以内の住民に

避難指示を出すことは可能だった。これを遅らせたのは、原災法第 10 条通報後における原子力保安検査官及び原子力防災専門官の任務懈怠によるものである。

この時には、菅直人総理大臣は事故対応に参加していないので、保安検査官たちが主催する緊急事態対応方針決定会議を参集すればよかったが、これが開催された形跡が確認できないので、開催されなかったと判断している。

以下に、本件事故発生以来の時間と内容を記した。

避難行動（原告第 35 準備書面「違背」153 頁より）を時系列に整理すると、

- ① **11 日 14 時 46 分** 大地震 本件「発電所破壊事件」 発生 00 分
15 時 00 分 官邸危機管理センターで、菅直人総理大臣に緊急事態宣言を発出する提案があったが、実行されていない 約 14 分
- ② **15 時 35 分** 大津波襲来
第 15 条通報の予測は 15 時
- ③ 第 10 条通報は **15 時 42 分** 経過時間（ロスタイム）約 56 分
- ④ 第 15 条通報は **16 時 36 分** 約 54 分
- ⑤ **17 時 42 分** 海江田は官邸へ緊急事態宣言（案）を持って行く 約 66 分
18 時 05 分 防衛省 18 時 30 分に緊急事態宣言出すという
18 時 11 分 党首会談 約 29 分
18 時 26 分 防衛省発言取り消す
- ⑥ **19 時 03 分** 菅が緊急事態宣言を発出 約 52 分
- ⑦ **19 時 45 分** 官房長官記者会見で緊急事態宣言を公表約 42 分
- ⑧ **20 時 50 分** 福島県が 2 km 以内の避難指示 約 55 分
- ⑨ **21 時 23 分** 菅が 3 km 以内に避難指示 約 33 分
- ⑩ **21 時 52 分** 枝野が記者会見で公表 約 29 分
この間、ベントの協議が行われていた。
- ⑪ **12 日 5 時以降** 保安検査官が事故現場から逃走

- ⑫ **5時44分** 11日17時42分の緊急事態宣言案を官邸に届けてから、5時44分に発出した10km以内の避難指示があるまでの、ロスタイムは722分だった。これを飛行時間で考えれば、成田空港からアムステルダム空港まで行くことが推認できる。
- ⑬ **7時45分** 町民避難開始 約120分
- 10時以降** ベントの影響開始
- ⑭ **14時46分** ベントによる汚染のピーク
- ⑮ **15時36分** 5時44分の避難指示から1号機の爆発までの所要時間は、9時間52分のロスタイムにより被ばくをさせられてしまった。約592分
- ⑯ **17時頃** 1号機爆発後、原告らが双葉町を離れた所要時間 約84分
- ⑰ **19日午前** 町民最後の避難（事故発生以来9日間在町）

ロスタイム計算表

○→ ○	項目	ロス時間(分)
①~③	事故発生から原災法第10条通報まで	56
①~④	同上から第15条通報まで	110
①~⑥	同上から緊急事態宣言を出すまで	257
①~⑨	同上から3km以内の避難指示	397
①~⑫	同上から10km以内の避難指示	898
①~⑬	同上から町民が避難開始するまで	1019
①~⑮	同上から1号機爆発まで	1490
①~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	1574
①~⑱	同上から最後の町民が町を離れるまで	不明
④~⑥	15条通報から緊急事態宣言を出すまで	147
④~⑦	同上から宣言を公表するまで	189
④~⑨	同上から3km以内の避難指示を出すまで	287
⑥~⑨	緊急事態宣言から3km以内の避難指示	140

⑥~⑫	同上から 10 km以内の避難指示	641
⑥~⑭	同上からベントの被曝まで	1183
⑥~⑮	同上から 1号機爆発まで	1233
⑥~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	1317
⑥~⑱	同上から最後の町民が避難するまで	不明
⑨~⑫	3 km以内の指示から 10 km以内の指示まで	501
⑫~⑭	10 km以内の指示からベントの被ばくまで	542
⑫~⑮	同上から 1号機爆発まで	592
⑫~⑯	同上から原告らが双葉町を離れるまで	676

本件事故発生の 3 月 11 日 14 時 46 分から原告が双葉町を離れる 3 月 12 日 17 時まで徹夜で動いて 1,574 分 (26.23 時間) もかかってしまった。

3 月 11 日 15 時 00 分には、官邸危機管理センターで緊急事態宣言発出の議論があったが、菅直人総理は実行していない。これが即座に実施されて、EPZ にある 10 km以内の住民に避難指示を発出していれば、原告ら双葉町民は被ばくをすることがなかった。したがって、双葉町民の被ばく被害は菅直人総理の不作为による人災である。

官邸の素人が手を出したために、16 時 36 分に第 15 条通報があってから 10 km の避難を開始させたのは翌朝 5 時 44 分で 788 分 (13.1 時間) もかけた。

事故前の訓練では、第 15 条通報があったら直ちに緊急事態宣言を発出して、EPZ の決まりで 8~10 km以内に避難指示を出していた。

本件「発電所破壊事件」では、第 15 条通報があってから緊急事態宣言を出すまで、30 分以内で済むところを 147 分 (2.4 時間) もかけた。

更に、緊急事態宣言を出してから枝野幸男官房長官が記者会見で発表するまで、42 分もかけている。

あきれたなんてもんじゃない。避難を妨害した重大な犯罪である。

〔11 頁〕 「住民安全班は、双葉町、大熊町に対し、災害時有線電話を用いて連

絡をした。」について、原告は、12日0時30分以降、12日14時20分頃まで役場庁舎内にいたが、この連絡があったと報告を受けていないので、ウソである。

「オフサイトセンターに隣接する福島県原子力センターから移設した衛星電話を用い、各市町村の避難状況と住民への広報状況の確認を継続した。」について、作文ではないのか。この時には、役場職員は数名だったので、このような電話があれば目の前で、原告は応答の確認をすることが可能だったが、この交信は確認されていない。

「同日午後1時15分、前記オフサイトセンター活動方針に関する事項を『原子力災害現地対策本部長』(原文ママ)名で、福島県知事、大熊町長、**双葉町長**、富岡町長及び浪江町長に対し、現地対策本部長指示として発出した。」とあるが、原告が役場にいた同日午後2時20分までには、届いていないので、後付けのアリバイ工作ではないのかと受け止めている。又、被告国が法律行為を行うにあたって、本書4～6頁に記した、災害対策本部長の権限を有しない現地対策本部長は、**双葉町**に対して指示などできるはずがないので、現地対策本部長のいかなる指示も受け入れることはできない。したがって、被告国第28準備書面の記述は虚偽記載である。

以下は、原告(**双葉町災害対策本部長**)への、原災法上の安全確保義務違反の事例を示す。23年3月11日17時に官邸から防衛省にファックスされたもの、この時には、放射能が漏れていたことを、**双葉町災害対策本部長**には知らせていない。「不利益情報の不告知」の見本で、政府災害対策本部が自滅したことを示している。

＜こんなことが行われていた＞**発電所周辺6町を排除しておきながら、このような事が行われていた。**原告は、永久に政府災害対策本部を許すことはない。

2011年3月11日17時に官邸から防衛省に届いたFAX。pic.twitter.com/FR9r3PWesa
5:17 - 2016年2月26日

23. 3. 11

防衛省 (内閣入手情報)

福島第一原発
放射のうもれ
From 官邸

<以下は、菅直人政府災害対策本部長の反省記事であるが、「大失敗の責任」は永久について回る。>この「大失敗の責任」から逃れることはできない。

2月27日

福 島 民 報 2012年

論

し、出席者の賛同を得た。会う。全会津で思いを共有し、なくなっていた。予想を回
津総合開発協議会を構成する 実のある提案に結び付けた。 活性化する
十七市町村と、会津方面商工 めに多くの自治体、団体、民 人口減への対応は容易では
る。

第一原発

2号機原子炉建屋220ミリシールド

国産ロボット投入し測定

東京電力は、福島第一 建屋内を、遠隔操作で「タインス2」で調査(三〇)の高精度を
一原発の各機原子炉のロボットによる調査の結果、最大毎時測定したと二十八日、
発表した。

菅直人首相は三月

原発事故対応「大失敗」

インタビュー 陣頭指揮やむを得ず

菅直人首相は三月十一日で東日本大震災発生から一年となるのを前に時事通信のインタビューに答えて、東京電力福島第一原発事故について「事前の備えがあまりにも十分でなかった。備えがなかった」という意味で大失敗だったと述べ、事故を想定していなかった政府や東電の対応に大きな問題があったとの認識を示した。

菅氏は「それ(備え)があれば、事故も放射線被害も大きくならず済んだと思う」と指摘。同時に「東電から上がってきた情報そのものが極めて十分だった」とその

日本を創る

震災後論

仙台市宮城野区に昨年十月、建築家伊東豊雄による「復興について相談したい」の会場で、阪谷住宅で暮らす伊東さん(右)が、被災者の家を巡り、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。

インタビュー要旨

菅直人首相のインタビュー要旨は、震災発生から一年となるのを前に時事通信のインタビューに答えて、東京電力福島第一原発事故について「事前の備えがあまりにも十分でなかった。備えがなかった」という意味で大失敗だったと述べ、事故を想定していなかった政府や東電の対応に大きな問題があったとの認識を示した。

会(民間事故対応)は

菅直人が過剰に現場に介入したなどとする報告書を手とめた。これに
厳しい評価があるが、
地震発生後、北沢俊
美(前首相)に「こ
れは、被災者の
命を守るために
必要だった」と
評価した。

建設家 伊東 豊雄 さん

被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。

共

被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。

建設家 伊東 豊雄 さん

被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。

共

被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。伊東さんは、被災者の声を聞き、復興のあり方を考える。

下記については、本件事故による政府災害対策本部長としての責任のかけらも感じさせない行為である。何のプレスなのかわからないが、3月13日15時50分と言えば、3号機の圧力が上限に達していて、危険な状態だったはずである。この情報を止めろという事は狂気の沙汰である。一事が万事、菅直人政府災害対策本部長は、個人の性格による軽挙妄動で事故の対応を指揮した事がここで分かる。彼は恐ろしい狂人であると原告は判断している。

原子力安全委員会 機能班活動掲示板		1/1 ページ	
1558 1	2011/3/13 15:50	総理より事務方のプレスを行うなどの指示あり	ERC安委会 ERC(井上)
	総理指示により15時の保安院のプレスは行われていません		

〔13頁〕2(1)について、原告第35準備書面「違背151～165頁」並びに、本書11頁から27頁まで、明瞭に詳述している通りである。

〔14頁から20頁〕の記述について、後付けの言い訳に過ぎない。避難開始が遅れて被ばくしたことは理屈ではなく、事実なのである。

意図的なロスタイムは、原告らの避難開始を遅らせた主因である。双葉町災害対策本部長は緊急時で、情報が錯そう或いは、閉ざされているときには、原告(本部長)の責任で避難指示を出すことができる。しかし、この判断をするためには、正確な事故の進行状況を知ることが必要だった。

本件事故の場合、官邸に正確な情報が閉じ込められてしまい、直接、事故の進捗状況を知ることが出来なかったために、大勢の町民を被ばくさせてしまったことに、被告国は何の反省もないようだ。事故現場から遠く離れた政府、内閣府の都合よりも、近接する住民を放射能から守るのが何よりも先決であった。

事後の今、「直ちに」の論争をしても解決にはならない。原告らは、1号機のベントの被ばく、1号機の爆発時の被ばくと日本の歴史上初めての被害に遭遇さ

せられた。人災による被ばく被害である。

『18 頁』中段「保安院は、平成 23 年 3 月 11 日午後 4 時 45 分頃、被告東電から原災法施行規則 21 条 1 号口所定の事象が発生した旨報告を受けると、『技術的な確認を行い』～午後 5 時 35 分頃～約 7 分後、午後 5 時 42 分頃、内閣総理大臣に原災法 15 条 1 項所定の報告を行い、原子力緊急事態宣言の上申を『19 頁』行っている。『直ちに」内閣総理大臣に報告をした。」と記載されている。

問題なのはここからである。午後 5 時 42 分頃に菅直人総理大臣は緊急事態を知ることになったが、菅直人総理大臣は午後 7 時 03 分に緊急事態宣言を発出したことになっていた。このことを原告が知ることになったのは、枝野幸男官房長官が午後 7 時 45 分頃行った記者会見だった。

原告が問題にしているのは、午後 3 時 42 分に原災法第 10 条通報が発電所から発出されているので、保安検査官及び原子力防災専門官らは、オフサイトセンターを開設していたはずなので、この時に緊急事態宣言の案が作られていなければならなかった。午後 4 時 45 分頃原災法第 15 条通報が発電所から双葉町に届いたが、毎年行ってきていた防災訓練のシナリオの通り、間を置かずに、官邸は、緊急事態宣言を発出しなければならなかったことを、殊更に言い訳を延べていることは、不当な言い逃れである。言い訳よりも、緊急事態宣言の発出を大幅に遅らせて、原告らが被ばくさせたことを、時系列的に説明するのが本筋だろう。

『20 頁』では、後付けの言い逃れを語っているに過ぎない。原災本部長が仔細に説明を求めることは、規制主務長らが信頼されていなかったという証しである。ここで、JCO 臨界事故直後の対応に問題が生じた反省から、原災法を整備して、現場の近くにオフサイトセンターを設置して、速やかに緊急時対応を行うとしたのが、原災法の起源であることを滅却した反論で、許すことができない。

このような後付けの言い訳を言うのであれば、防災訓練など必要が無かった。真剣に防災訓練を指揮してきた原告を、ウソで騙すことは許さない。

『22 頁』について、被告国の言いがかりに限界に至ったので、下記に原告第 35 準備書面「違背」の 32 頁の原子力安全・保安院の解説を示すことにする。

緊急時に国はどのような対応を取りますか。

原子力災害対策特別措置法では、原子力事業者に異常事態の通報を義務付け、通報を受けた主務大臣は、その影響が周辺に及ぶ恐れがあり緊急事態が発生したと認める場合には、直ちに内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は「原子力緊急事態」を宣言するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、緊密な連携の下に迅速な所要の対策を講じます。また、場合によっては自衛隊に対する派遣要請を行います。現地では、あらかじめ指定された緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に原子力災害現地対策本部を設置し、地方公共団体の現地対策本部等と原子力災害合同対策協議会を組織し、情報交換や緊急事態応急対策の相互協力を行います。また、現地に駐在する原子力防災専門官は、異常事態の状況把握のための情報収集等の初期活動を開始するとともに、災害対策における必要な指示を行います。経済産業省では、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力安全・保安院に開設されている「緊急時対応センター」に国の原子力災害対策本部の事務局を設置し、関連する行政機関、公共機関、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策の総合調整、本部長が実施する関係者の指示や調整などについて、必要な事務処理を行います。原子力安全委員会は、緊急技術助言組織を設置して、国に対し技術的助言を行います。緊急技術助言組織は、緊急時において原子力安全委員会委員長が招集し、専門的、技術的側面から災害応急対策を検討し、災害対策基本法に定める指定行政機関の長などに対し、必要な助言を行います。国はこの技術的助言を得て、災害応急対策を実施する地方公共団体等に対し、的確な指示、指導又は助言を行います。

〔出典〕「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）

被告国の言いがかり、開き直りに反論する。その理由は、被告国は「十分な合理性を有すると言えることについて～」と反論するが、ではなぜ、事故に至らせ、原告ら発電所周辺 6 町を、合同対策協議会から排除しているのかの理由が成り立たないではないか。

『23 頁』「緊急時における防護対策*⁵」の解説について、～心理的負担や経済負担を原告の立場で言えば、先ず一番先にいう事は、**ウソは付く**なということである。事故前に約束していたことを素直に実施せずに、見たことも聞いたこともないような造語を使い、又、部外者の専門家という者たち及び国際機関という放射線被害を矮小化する集団に、被ばく被害は存在しないという印象操作で、夥しい被ばくをさせた原告らを騙していることで、心理的な負担は天文学的に大き

い。又、経済的負担は、真に事故の形跡が無くなり、放射能の汚染が事故前の水準まで回復したときまで続く。しかし、本件事故の場合、被告国は事故の収束というウソのシナリオを作り、国民をだましていることは、原告が安全確保協定に基づいて平成 24 年 3 月 7 日に、双葉町災害対策本部長として第一原発に赴き、事故が収束したのか確認したら、被告東電の社員は「収束していません」と答えているので、内閣府はウソをついて国民を騙した。

事故は続いているから、被告東電の賠償は続けられなければならない。もしこれを中断したら、事実に基づかない虚偽で、債務負担を免れたという奸さになる。

第 2 原告の実体験を延べる。

「その対策としては、①住民への迅速な情報連絡手段の確率、②緊急時環境モニタリング体制の整備、③退避及び避難場所並びに経路の明示等を挙げている。この地域の範囲は地域的な条件を考慮することが重要で、④講ずべき対策も原子力発電所に近い区域に重点を置いて整備すべきとしている。」について、原告が苦労した経験から、以下に弾じる。

- ① ここでは、後付けの言い訳を記しているに過ぎない。双葉町には、発電所から原災法第 10 条通報、第 15 条通報があった。その後は、在庁していた期間、第一原発と第二原発からのみ通報が続けられたが、原災法に基づく合同対策協議会が機能せず、原災法上の行政組織からの情報連絡は全く無く、テレビで知る以外に方策は無かった。行政組織の遅滞、情報操作、任務懈怠によって避難の遅れによる被ばく被害は、合同対策協議会が開催されていれば避けることが可能だった。
- ② 本件事故の場合、原災法上の合同対策協議会が開催されなかった影響で、緊急時環境放射線モニタリングが行われたのか、公開されておらず不明である。現実には体制の整備とは空想に過ぎないものだった。
- ③ 「退避及び避難場所並びに経路の明示等」について、原告の裁量で全て行った。この時、原災法上の災害対策本部長は、住民の生命、身体及び財産の保護について、尽力したということはなく、むしろ、発電所の生命と身体及び

財産の保護に災害対策本部長の立場を他用していた。

- ④ 原告は、事故情報に近い立ち位置にありながら、遠ざけられ、対応が後手後手になり、多くの町民とともに1号機のベント、1号機の爆発の二重の被ばくをさせられ、この事実を隠蔽させられている。「講ずべき対策も原子力発電所等に近い区域に重点を置いて整備すべきとしている。」と被告国は、今に至ってもウソをついている。被告国は、第28準備書面にウソを連ねて裁判官を騙そうとしているが、原告は実体験を語っているので、ウソを許すことはできない。

下記図は原告第35準備書面「違背」244頁記載

以下の資料は、平成20年度、福島第一原子力発電所防災訓練の時のシナリオ←



上記図は、原子力安全基盤機構が防災訓練を記録した動画から抜き出したものである。黄色の枠は、原告が記した。なぜ、ここに記したかと言えば、避難開始は、放射性物質の放出前としていたこと。避難の目的を考えれば避難完了後の放出と誰が考えても分かる。また、事故の収束は放射性物質の放出が止まること条件であり、敷地内外から放射性物質が除去されて、被災者が安全を認諾しなければならないことは常識である。しかし、令和6年4月現在、発電所は事故時のままで、放射性物質が空間及び海中に放出されているので、事故の収束に至っていないことは衆目の事実である。

『24 頁』「③の緊急時の環境モニタリング～」を、後付けの美談と言いつを述べているが、原告はこの仕組みを承知していたので解説は必要無く、欺罔より証拠が大事だ。したがって、平成 23 年 3 月 11 日午後の緊急時環境（放射線という文言を省いている）モニタリング結果の同月 12 日、同月 13 日・・・の実測値を示すべきである。ただし、注意しなければならないのは、加工しない実測原文の提示である。福島県は、双葉町上羽鳥地区モニタリングデータを $1,590 \mu\text{Sv/h}$ と新聞で公表した。その後、報道機関によって、双葉町上羽鳥地区モニタリングデータは、14 時 40 分 40 秒の最高数値 $4,613 \mu\text{Sv/h}$ だったことが報道された。

原告は、福島県庁で関係職員に質したところ、 $1,590 \mu\text{Sv/h}$ という数値は、20 秒間隔を 1 時間間隔に平均化したと答え、最高値を偽ったことを認めた。したがって、単なる結果の報告の真贋を確認せずに真に受けると、とんでもない結果に誤導される恐れを持たなければならない。

『24 頁』の全体は、事故時に約束されていた緊急時環境放射線モニタリング調査を詳述しているが、実際に行わず、避難の範囲を決めることにはつながらず、遠くにいる官邸の机上で 10 km、20 km は決められた。空論が実論を超えた避難の範囲決定には、正式な測定方法（19 頁※25 参照）の緊急時環境放射線モニタリング結果が使われていないのが事件である。

『24 - 25 頁』「放射性物質の大量放出という事態は、施設における異常事態の検知から始まり、ある程度の時間的余裕があることが一般的と考えられるので、」について、「放射性物質の大量放出という事態は」については、被告らの印象操作で、考えさせられることがなかった。その理由は被告東電が、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ができることを強調していたので、原告らは、放射性物質が発電所から放出させることは、全く考える必要が無かった。又、「ある程度の時間的余裕があることが一般的と考えられる」について、そのようなことは経験が無いので知らなかった。いつからこのような事が言われていたのか、原告らには知らせていない。しかし、現実には、ある程度の時間的余裕があったにもかか

ならず（11日15時から12日のベント開始8時頃まで、17時間も余裕があった）、**双葉町**、浪江町、南相馬市、相馬市、新地町、伊達市、宮城県丸森町等の風下住民を被ばくさせた原因は、政府災害対策本部の遅滞による人災である。

「一般的と考えられる」については、事故がたびたび起きるような印象を感じさせる、後付けの言い逃れにひどく馬鹿にされているようで心がおれる。

「被ばく線量との関連もあるが、混乱等の生じる可能性の高い避難措置のみに」について、情報を隠さないことで、混乱は生じない。むしろ、事故情報が官邸に集約されたために、不信と不安が重なり大きな混乱が起きた。「混乱等の生じる可能性の高い避難措置のみ」にとは、理解しがたい言い草である。言い方を津波に例えると避難しなければ死んでしまう。放射能の津波についても同じことが言える。混乱を恐れるのであれば、発電所から放射能を外部に出さないことに限る。

「屋内退避又はコンクリート屋内避難措置を重要視すべき」について、最善の策は、原子力発電所をシェルターで全閉すればよいのである。何とかの一つ覚えのように**屋内退避**と叫んでいるが、建物は室内環境基準で密閉できないように定められている。ホルムアルデヒド等の有毒ガスで健康障害が出てから、**室内は24時間換気を施さなければ建築許可が下りない**ようになっている。又、部屋の換気量以内の人数しか住むことが出来ないことを考えずに、屋内退避を勧める事は違法で、避難よりも酸欠死を勧告するようなことである。

〔26頁〕「IAEA,ICRPの運営資金提供者が誰で、どの様なことをしているのか」を問わないといけない。又、この団体を構成している偏りも点検しないといけない。その理由は、チェルノブイリ・フォーラムの失態にある。又、彼らには法人格がないので、裁判を所管する国はどこなのかが明確ではない。この無任所の為、策文の規準で、世界中の核被害が矮小化され、偽装されてきている。核産業の申し子みたいな組織に、原告は従うことはない。国際機関ということになれば、IPPNW,ECRRなども放射線を問題にしている国際機関である。国際機関を信用するためには、IAEA,ICRP,UNSCEAR等とIPPNW,ECRRとフリートーカー

をさせて、その行方を観察して、真実を見極めるべきと考えている。

新興宗教の手口は、他を邪教と罵り寄せ付けないようにして、信者を増やしてきた。原告は、核産業の申し子の国際機関も同様と見下している。

「屋内退避」について、原告は**双葉町長**になる前、空調・換気設備の工事を施工してきた関係上、又、建築設備点検資格者の立場から何度も語ってきたが、24時間換気基準のため、屋内退避は法律上行うことはできない。

『27 頁』「ジェー・シー・オー臨界事故の反省は多岐にわたり、原災法が誕生した」「平成 12 年 5 月に原子力事業者の責務が明確化された。」とは、そのとおりで、事故対応に費やされた費用を全額当該企業が支払っている。又、事故の責任が問われ、企業は罰金刑、責任のある社員は禁固刑の刑事罰に服している。本件でも被告ら責任のある者たちは、その罪状に応じ刑に服さなければならない。

更に、「緊急被ばく医療の在り方について」の効果なのかもしれないが、事故現場周辺で、年間 1 ミリシーベルト以上被ばくしたと思う人は、無償で健康調査を現在も受け続けている。

『28 頁』では、「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」について、安定ヨウ素剤の効果は、被ばくする前に服用することで効果があるといわれてきたが、本件においては、必要な住民に服用させずに、オフサイトセンターにいた者と、福島県立医科大学関係者らが秘密裏に服用していた。しかも、この時には、事故情報が届かず「予防服用」ではなく、殆ど効果が無いとされる事後服用だった。原告は、3 月 12 日双葉町役場から避難を開始するとき、保健師に対し川俣町までヨウ素剤を持参するよう指示をして、3 月 13 日の午後と翌日に 40 歳以下の町民に服用させているが、適時、適正な服用ではなかった。

この主因は、合同対策協議会を正式に開催されなかったために、正確な情報を得られなかったことによるものである。

いくら、仕組みを拵えても、実行できない災害対策本部では、絵に描いた餅に過ぎないことの反省が無く、隠蔽し開き直っている。

「防災指針検討ワーキンググループ」のメンバーに実体験をした経験者が入らない検討会では、机上論を繰り返すだけで効果のほどは疑問符が付く。

〔29 頁〕「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」について、EPZ の 8～10 km とここでいうが、本件において 3 km とした根拠が不可解で不明である。

作文或いは策文を書き続けている文官たちは、本件事故の責任回避のためのワーキンググループで、その作文についてのみ議論をさせ、形を作ってきた。したがって、本件事故の場合、緊急時環境放射線モニタリング結果の公表を控え、官邸の素人政治家たちが放射性物質の汚染実態に基づかずに、机上論で影響範囲を決め、20 km 以内としたが、アメリカは 80 km 以内の米国人を避難させている。この違いを省みず、福島県民をウソで騙したことは、憲法第十八条に違反した犯罪である。

〔30 頁〕「外部被ばくによる実効線量の予測線量が 10 ないし 50 ミリシーベルトであれば自宅等への屋内退避、50 ミリシーベルト以上の場合にはコンクリート建屋内への退避又は避難とすることが提案されていた。」について、本件事故時の防災指針を語っているが、上記の数値を「いつ、誰が、どこで、何の計測器と方法で測ったものなのか？その数値は公開されたものなのか」が問われなければならない。命の線量基準をいい加減で、バックチェック及び査読ができないような話に引き込んで人を騙すことは、人権蹂躪に当たり、このような扱いは準殺人と原告は判断している。

本件事故の場合、原告が知り得た限りでは、バックチェック及び査読が出来るデータの公開は皆無だった。ただ、原子力の専門家を自称する者たちが、いい加減な測定をしていたのを垣間見えた。

したがって、この議論は現場で測定機器を組み立ててやらなければ、らちが明かないものであると証言しておく。

付記すると、本件事故の場合の被ばく線量の扱いは、空間線量のみに限っているが、それは事実を隠蔽しているので、環境計量法違反である。チェルブイリ原

発事故後にウクライナでは、核種ごとに放射性物質の線量を評価対象にしている。我が国の場合、恥ずかしい限りであるが、核種別の線量を避難範囲及び避難解除の判断に用いられていない。子どもの甲状腺被ばくの判断は、歴史的に大人として恥じるような判断をされている。

〔31 頁〕「万一、」は起きた。「避難誘導等を混乱なく」は、合同対策協議会を通じて事故情報の共有ができなかったので、大混乱になった。ここで、被告国は、事故対応の当事者という責務を隠蔽し、被ばくを避けるために自ら身を隠し、「安全、迅速、確実に実施する責務を負う地方自治体（災害対策本部）の側にとって必ずしも合理的ではなく、」について、責務を負う地方自治体というが、同列に責務が国と県にも課せられていることを省みずにいうが、本件において、合同対策協議会を満足に立ち上げられなかった責任を隠して、地方自治体の名前を出すことはできない。「円滑な防災対策義務の実施に混乱と支障をきたす懸念もある。」について、この文章は、そのまま被告国にお返しする。本件事故の初期に原子力防災専門官と保安検査官は、どうして双葉町災害対策本部長に訊ねられなかったのか、言い訳を未だ聞いていないが。

〔32 頁〕「今回一本化したことによって、乳幼児・児童・妊婦という指標が見えた目には見えなくなったわけですが、これはあくまでも今回の一本化は乳幼児・児童・妊婦の指標に合わせるということでございまして、そういった趣旨の改訂ですということを回答にしております。」について、被ばくをさせられる身になって考えられていない。大体、被ばく量の測定方法と誰が、いつ、どのタイミングで、何を測れるというのかが、大問題なのに、本件事故から何も学んでいない机上論に、従うことはできない。被ばくを避ける基本は、放射性物質から遠ざかる以外に方法が無いので、一本化も何もない。この考えを推奨する者は、一度、原告と同じ被ばくをしてから言うことだ。

〔33 頁〕「福島第一原子力発電所事故当時の防災指針においては、原子力発電

所における災害が発生した場合の屋内退避及び避難等に関する指標として、外部被ばくによる実効線量の「予測線量」が 10 ないし 50 ミリシーベルトの場合に自宅等への屋内退避、50 ミリシーベルト以上の場合にコンクリート建屋内への退避又は避難とすることが提案されていた。」について、『32 頁』の解釈と同じで、原告と同じ場所で、同じ被ばくを経験してから線量の限度を言うべきことである。

『34 頁』「福島第一原子力発電所事故当時の防災指針における屋内退避及び避難等に関する指標は、子どもも含めた住民全体の安全に配慮されている上、国際的な基準に照らしても十分な合理性を有するものであるから、原告の主張には理由がない。」について、国際的な基準と言っているが、国内の建築基準法、室内環境基準に照らせば、24 時間自然換気でないと建築許可が下りないことを知らないようだ。屋内を密封できる部屋は環境基準違反なので、屋内退避は違法行為を強制することになる。

『35 頁』「原告がどのように『中間貯蔵施設計画地内に所在する原告の土地の所有権侵害』や『一層の長期避難生活を強いられることによる居住権・環境権の侵害』をうけたのか」について、被告国が、ここに住んで見本をつくることで、その後に原告に言いがかりをつければいい。

「中間貯蔵施設区域を含む帰還困難区域に係る避難指示は、福島第一原子力発電所事故を前提として平成 24 年 6 月 27 日改正後の原災法 20 条 2 項に基づき平成 25 年 5 月 7 日に発出されたものであり、中間貯蔵施設の設置自体が避難等を強いるものではない」について、バカなことを言っているが、不遑及の原則にてらして判断すると、後知恵の法は原告には通用しない。

「被告国は、中間貯蔵施設の建設、除去土壌の搬入等に当たっては、福島県、大熊町及び双葉町からその受け入れを容認する意向を受け、福島県、大熊町、双葉

町及び環境省との間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全等に関する協定を締結するなど、地方公共団体の了解を受けている」について、汚染者負担の原則から言えば、福島県、大熊町、**双葉町**及び環境省は部外者である。当事者というのは、汚染物を放出した被告東電と、汚染された土地の所有者が当事者となる。福島県、大熊町、**双葉町**及び環境省には交渉権はない。あえて、交渉するとすれば、権利行使の必須である「委任契約」を当事者から得なければならない。原告は、誰にも交渉の委任をしていないので、地権の侵害をされているのである。

「被告国は、中間貯蔵施設の内外における空案線量率や地下水・周辺水域等の水質等のモニタリングを継続的に行うなどの安全対策を実施している」について、原告は依頼していない。

「このとおり、中間貯蔵施設の建設や除去土壌の搬入等については、地方公共団体の了解を受けつつ、適切に行われているものである。」について、原告は彼らに交渉を依頼したことはなく、委任契約もしていない。環境省の不当介入である。

小 括

1 法の誤用による収益

ア 本件事故の場合

本件事故の場合、国民が有する私権の侵害である。私権というのは、近代私法の三大原則として、権利能力平等の原則、私的所有権絶対の原則、私的自治の原則があるので、これをみだりに他人は侵してならないと解釈している。しかし、本件事故の場合において被告国は、当該者の避難の意思を確認せずに、事実に基づかない避難区域を強制し、損害賠償請求権を妨害したために、本来賠償すべき金額を誤用し、被告東電に差益を発生させたことは欺罔にあたる。

イ 憲法第十八条

憲法第十八条中の「その意に反する苦役」について、被告国は、国民が共有す

る「被ばくをさせられない権利」に通底する一般国民の、1ミリシーベルト以下を上限とするという原子炉等規制法（略称）に告示されていたにもかかわらず、20 倍の 20 ミリシーベルトという法外の考え方に、強制された損害賠償請求規準や避難解除基準に採用されて実施されているが、権利能力平等の原則に反している。このため、被ばく被害者の員数が制限されて、被告東電は1ミリシーベルト以下の規準で賠償すべきところを20倍緩和されている。したがって、法外な20ミリシーベルトという数値の効果で、被告東電に20分の19の差益が生じていることは「奸さ」に当たる。

ウ 汚染者負担の原則

汚染者負担の原則から言えば、被告東電は発電所敷地外に放射性物質の放出は制限されていたので、基準を超えて一般公衆の生活域に放出され物の汚染物回収の責任がある。しかし、被告国は、汚染者負担の原則を葬り去り、不遡及の原則を省みず、略称「除染法」という法律をこしらえ、本来の原災法、原子力災害対策マニュアルに定められていなかった環境省を登場させ、明らかに完成させることが出来ない「除染」を公共事業化としたことは、汚染者負担の原則から判断すると異質なものであることが分かる。ここに私的所有権絶対の原則の侵害問題が絡んでくる。したがって、被告国に、原告は原告の所有地に関し、何ら言われる筋合いがないことを主張しておく。

エ 政府は、原災法に基づいた緊急事態宣言を発出

政府は、原災法に基づいた緊急事態宣言を発出したのだから、この法律にしたがった対応をしなければならない。原災法が成立するに至った先例は、「JCO 臨界事故後の対応は事故現場が主体となり対応しなければ不都合が発生し、近隣住民の生命、身体及び財産の保護」が優先されないという事情を考慮したものである。したがって、本件事故の場合でも、政府現地対策本部長への権限の委譲が優先され、正式な原子力災害合同対策協議会を設けることにあったことは他言を要しないことである。本件事故の前の原子力防災訓練においては、原災法第23条はしっかり守られていた。原告が参加した政府主催の総合防災訓練、福島県主催の防災訓練においても、原災法第23条は実施されていたのだから、これを実

施しない理由は見当たらない。何らかの力が働き、発電所周辺 6 町を排除するために、5 町は自己都合で参加できなかったという、「ウソ」をでっち上げているが、ウソは長続きしない。本件事故の場合は、原災法違反事案であることを証言する。この法の誤用による効果は、被告国、被告東電に膨大な収益をもたらしている。この欺罔と奸さの二重の加害により被災者、国民は甚大な損害と負担を強いられていることを主張する。

2 被告国第 28 準備書面に添付された証拠集

原告、**双葉町長**の時に知らされるべきものだが、本裁判の証拠として提出されたので、それぞれに目を通してみると、今更ながら、本件事故を防げるためのものではなく、現場に収まらない、ことば遊びの設計図であったことがわかる。これに反論する者がいるだろうが、現実には事故が起き、被災者の生命、身体及び財産が守られていないのが実態である。以前、原告は工事施工業者だった。設計図は構想図であって、工事施工に際しては、現場に沿う施工図が無ければ何もできなかった。証拠集の殆どが、現場に符合する施工図ではなく、実際事故が起きた。政府災害対策本部長は地位を生かして、災害対策関係法を原子力発電所の生命、発電所本体及び関係する者たちの財産・権益を守った。そのうえ、原告ら被災者の被害の隠ぺいに大きく寄与している。したがって、証拠集は架空の作文に過ぎないことが分かる。被告国がこの判断を否定するならば、本件事故が起きなかった。

第 3 被告国第 28 準備書面 証拠丙ハ第 186 号証の 1、及び、同 2 について

ア 証拠丙ハ第 186 号証の 1

証拠丙ハ第 186 号証の 1 の 20 頁中段に記載されている「～、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況ではなかった。」については、悪質な虚偽記載であって、原子力防災専門官がオフサイトセンターへ参集をさせなかったことを、あろうことか**双葉町災害対策本部**へ、責任を転嫁した悪意のある作文である。

このため、被告国第 28 準備書面は、原告への反論とすることが出来ないものと断定する。

JNES がいう「オフサイトセンターに職員を派遣できる状況ではなかった。」が事実であれば、**双葉町**に回答を求めるための文書を届ける必要がある。その文書を**双葉町**は公文書受付を行うので、受付番号が無ければならない。そして、回答するにあたっては、**双葉町長**が承認を示す押印を付した書面が必要である。

原告は、当時、このような文書に決裁した覚えが無いので、**証拠丙ハ第 186 号証の 1 及び 2**は、記載者の氏名、所属、取材した時刻・場所等及び立会人の氏名等の記載がないので、**双葉町災害対策本部**では認証できていない偽物で、当裁判の証拠とすることについて認諾することはできない。

イ 丙ハ第 186 号証の 2 の別紙— 1

丙ハ第 186 号証の 2 の別紙— 1 記載の**双葉町**については全て事実に基づかない悪文である。

避難及び広報状況（住民安全班集計資料）

避難及び広報状況（1）

① 平成 23 年 3 月 12 日 12:30 現在

双葉町 川俣小学校 バス等 2,000 人のうち 8 割程度避難、残 400 人
終了時間は未定 広報は、防災行政無線等と記載されている。

虚偽記載：12:30 現在は認識していない。川俣小学校に到達していない。**双葉町**ではバスを使っていない。人員を**双葉町災害対策本部**では公表していない。町の防災行政無線で避難の呼びかけは、東電社員にやらせていた。

避難及び広報状況（2）

② 平成 23 年 3 月 12 日 14:30 現在

双葉町 川俣小学校 バス等 2,000 人程度のうち、残 200 人であるが、残りは病院・特老の要援護者及び職員であり、避難はほぼ終了（**双葉厚生病院** 90 人、**特養せんだん**は 100 人等） 広報は、防災行政無線等と記載されている。

虚偽記載：14:30 現在は共有していない。バスは使っていない。人員を双葉町災害対策本部では公表していない。この時間は、役場を最終退避命令としたため、防災行政無線の使用は誰もいないので中止していた。

避難及び広報状況（3）

③ 平成 23 年 3 月 12 日 16:30 現在

双葉町 川俣小学校 バス等 2,000 人程度のうち、残 200 人であるが、残りは病院・特老の要援護者及び職員である。双葉厚生病院 100 人、特老せんだん 70 人については川俣町への搬送を自衛隊に要請。広報は、防災行政無線等と記載されている。

虚偽記載：16:30 現在、人員は**双葉町災害対策本部**が公表したものではない。広報は行っていない。

避難及び広報状況（4）

④ 平成 23 年 3 月 13 日 13：00 現在

双葉町 川俣小学校 二本松市男女共生センター バス等 2,000 人程度のうち、残は双葉厚生病院の 62 人であり、自衛隊へリで二本松市男女共生センターへ搬送中。広報は、防災行政無線等と記載されている。

虚偽記載：3 月 13 日 13：00 現在について、**双葉町**としての人員は未確認。役場は閉じているので広報は行っていない。

避難及び広報状況（5）

⑤ 平成 23 年 3 月 13 日 17：00 現在

双葉町 川俣小学校 二本松男女共生センター バス 自衛隊等 避難は、ほぼ終了している。広報は防災行政無線や広報車により実施

虚偽記載：町民の行動は未確認。役場は 12 日 14 時で閉鎖している。

以上、①から⑤までの記載は、**双葉町災害対策本部**が合同対策協議会に参席していないのに、どうして調べ、それを誰の了解を得たのか、大きな疑義がある。ここ

に記載された事柄について、**双葉町災害対策本部長**として報告を受け、それを了として決済をした覚えがない。**双葉町**の事案を無許可で、まとめ、それを公的に使われたのなら、公文書偽造であり、町が管理する管轄権侵害で事件であるので、断じて許すことはできない。

ウ 丙ハ第 186 号証の 2 の別紙—5

丙ハ第 186 号証の 2 の別紙—5 記載の双葉町については全て事実に基づかない悪文である。

〔本文の抜粋を以下に示す。〕

政府原子力災害現地対策本部の活動状況 別紙—5

平成 23 年 3 月 13 日

現地対策本部長

1. 省略

2. 現地対策本部の構成

国、地方自治体、事業者、その他関係機関が一体的に活動するために機能で分けた班別構成

・地方自治体（福島県、大熊町）について、発電所周辺 5 町を排除しているのは、現地対策本部が正常に機能していない証拠なので、この報告自体は無効である。

3. 活動の実施状況

(1) 避難の迅速かつ円滑な実施

①「初動において、避難退避計画の確認等の事前準備」について、原災マニュアル、防災訓練の記録等十分に事前準備が整っていたが、本件においては、全てを葬り、実行していない。

②「自治体と密に連絡し、迅速かつ円滑な避難のために、現地対策本部において自治体と警察、国土交通省、自衛隊が一体となって円滑な活動を行うための体制を整備。」については、勝手な虚偽記載である。本件事故において、正式な合同対策協議会を開催することもなく、無かったことを有るとい

うウソが、このように記載されていることに、大きな驚きを感じるとともに、**悪質なウソは犯罪**であると、ここでも証言する。

4. 現地対策本部の課題

○「地域住民、国民に対する一層の情報の提供」と、記されているが、虚偽記載である。菅直人政府災害対策本部長は、本書 75 頁のような指示を出している。菅直人政府災害対策本部長は、「地域住民、国民に対する一層の情報の提供を行わないこと」を指示し、現地対策本部長の報告もウソまみれであることが分かる。現地対策本部長のこの報告が、そのままに関係機関に受け止められたら、大きな間違いが伝わることになり、事実が**ねつ造**され、限りなく信頼は失ってしまうことを証明している。

現地対策本部の主旨は、忖度しない正確な情報の発信以外に方法は存在しないことを胆に銘じるべきである

結 語

本件事故は、**ウソから事故に至らしめ**、そのウソを隠すために事故後の対応は**もっと多くのウソをついている**。

ウソをつかなければ、経済産業省原子力安全・保安院の関係者の首が飛ぶので、**真実ではないウソを法廷に持ち出している**のだろうが、ウソを有効と判示することはあり得ない。

そのウソを繰り返す、被告国の第 28 準備書面に記載されている事項によって、原告は騙されない。事実をありのままに述べているので、ウソをつく必要がない。被告国のウソによる損害の債権回収は、これから先のことにしている。

おわり